

令和 6 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 6 年 1 2 月 1 7 日
- ・ 開 会 令和 6 年 1 2 月 1 7 日
- ・ 閉 会 令和 6 年 1 2 月 1 8 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
まちづくり推進室長		建設課参事
まちづくり推進室参事		住民福祉課長
まちづくり推進室参事		総務課主幹
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和6年第4回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和6年12月17日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	福田由佳
会計管理者	井上透	産業課長	林敏美
総務課長	篁充清	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	笠井進一	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	中村綱希	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	村山修
--------	------	---------	-----

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	見延洸太
------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和6年12月17日

大空町議会議長 原本哲己

諸 般 の 報 告

《令和6年11月25日～令和6年12月17日》

- | | |
|--------|----------------------------|
| 11月25日 | 第6回議員協議会 |
| 30日 | 認定こども園ひがしもこと発表会 |
| 12月6日 | ふれあい若返り演芸会 |
| | 第11回総務厚生・第11回産業建設文教合同常任委員会 |
| | 第7回議員協議会 |
| | 第11回総務厚生常任委員会 |
| | 第11回産業建設文教合同常任委員会 |
| 7日 | 認定こども園めまんべつ発表会 |
| 11日 | 第8回議会運営委員会 |
| 12日 | 高機能消防通信司令台完成式 |
| 17日 | 令和6年第4回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、令和 6 年第 4 回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、9 番、
上地史隆議員及び 10 番、松岡克美議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

- ◇議会運営委員会委員長 はい、9 番。皆様改めておはようございます。
議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 12 月 11 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では、一般質問者が 5 人、町長から提出されております案件が 16 件であります。その内訳は、指定管理者の指定及び条例制定等の議案が 10 件、令和 6 年度補正予算が 6 件、議会提出議案も予定をされております。
一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 12 月 17 日に開会をして、12 月 18 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果についてご報告いたします。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 12 月 18 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際諸般の報告を行います。事務局長に報告いたします。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は11名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますのでご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
松川町長。

◇町 長 おはようございます。令和6年第4回大空町議会定例会にあたりまして、行政報告を行います。

9月24日、札幌市に支店を持つ航空会社、全日本空輸株式会社札幌支店、株式会社AIRDO、日本航空株式会社北海道支社へ訪問し、航空情勢等について情報交換を行いました。

東京に移動し翌日、斜網地区廃棄物中間処理施設建設に係る中央要請活動に参加いたしました。国土交通省北海道局水政課及び環境省環境再生資源循環局廃棄物適正処理推進課に対し、循環型社会形成推進交付金の確実な全額交付について要望し、また、国会議員に対し、過疎対策事業債における特別枠に広域で行う焼却処理施設を位置づけることについて要望してきたところです。

9月27日は、弟子屈町において、阿寒摩周国立公園90周年記念式典が举行され出席いたしました。

10月1日、大空町表彰審査委員会を開催いたしました。各団体などからご推薦をいただきました個人、団体合わせて14件について諮問し、全て表彰に該当する旨をご答申いただいたところです。

翌日、廃棄物中間処理施設住民説明会を東藻琴農村環境改善センターにおいて開催いたしました。62名が参加され意見交換を行ったところであります。

10月3日、遠軽町で開催された、オホーツク町村会行財政委員会に出席し、令和7年度採用予定高校卒業者資格試験における合格ラインを決定いたしました。

10月8日、国道334号道路整備促進地域連携会議総会が美幌町で開催され出席いたしました。国道334号整備に係る要望内容を確認し、北海道開発局及び網走開発建設部への要望日程を決定いたしました。

10月9日から11日にかけて、航空会社への訪問のため東京都、愛知県、大阪府に出張いたしました。9日は東京都において、日本航空株式会社を訪問。翌日は全日本空輸株式会社、名古屋市に移動し、株式会社フジドリームエアラインズ、そこから大阪府に移動し、伊丹市に本拠を置く株式会社J-AIRを訪問いたしました。航空情勢等について情報交換及び季節運航に対するお礼と次年度の継続実施、流氷観光期におけるチャーター便の就航等について意見交換してきたところであります。

10月12日、大空町防災訓練を開催いたしました。栄町第6自治会皆様のご協力をいただき、網走沖で大規模地震が発生した想定のもと避難訓練を実施いたしました。そのほか炊き出し訓練、網走地方気象台等による講話などを実施したところです。

10月17日は、北見地区国有林野等所在市町村長有志協議会が北見市で開催され出席いたしました。

翌日、国道334号道路整備促進地域連携会議網走開発部意見交換会が網走市で開催され出席いたしました。本町においては重点要望事項である開陽の路肩拡幅の早期完成について要望いたしました。

10月28日は、札幌市において、北海道町村会政策懇談会が開催され午前の記念講演、午後の分科会に出席いたしました。政策懇談会の昼食休憩時間を利用して、オホーツク町村会臨時総会が開催されました。委員の補選、各団体役員等の推薦を行い、また、令和8年度採用職員試験の日程等について取決めしたところです。

同日、国道334号道路整備促進地域連携会議北海道開発局意見交換会が開催され出席し、本町の重点事項について、北海道開発局長等に対し要望いたしました。

終了後、オホーツク圏活性化期成会と上川地方総合開発期成会との合同によるJR北海道意見交換会に出席し、8月21日に行った際の要望事項に対するJR北海道からの回答について意見交換を行いました。快速化により利便性の向上に対するJR北海道の取組に関し、了承したところであります。

11月3日、大空町表彰式を挙行いたしました。消防貢献賞6名、社会福祉貢献賞1名、善行賞1名1団体、奨励賞個人4名と、2人組1件に対し表彰を行いました。

11月9日、網走市で、日本善行会網走支部創立50周年記念祝賀会が開催され出席いたしました。

11月18日、東京都において、全国過疎地域連盟総会が開催され出席いたしました。村上誠一郎総務大臣の来賓挨拶後、令和7年度過疎対策予算の増額、対象事業の拡大等について決議し、過疎市町村の財政基盤の確立や人口減少の克服、ごみ処理施設の整備に係る補助要件の緩和及び補助率の引上げ等について、国に対し強く要望することを全会一致で可決いたしました。

翌日は、国土交通省との道路行政に関する意見交換会が開催され出席いたしました。国土交通省道路局長及び道路部局幹部を招聘し、道路整備の重要性について大泉函館市長、水谷網走市長、小松田中富良野町長、石垣中川町長からの意見発表が行われました。

2ページをお開き願います。同日、北海道「命のみち」づくりを求める東京大会が開催され出席いたしました。主催者である北海道知事の挨拶後、文字俱知安町長からの意見発表、岩田北海道商工会議所連合会会頭による決議案の朗読及び採択が行われました。

翌20日の午前の時間帯で、北海道の道路・治水整備に関する要請活動が行われ、私は財務省への要請に参加いたしました。

午後から、全国町村長大会が開催され出席いたしました。石破首相が外遊のため欠席でしたが、額賀衆議院議長、長浜参議院副議長、村上総務大臣、伊藤沖縄北方地方創生大臣、森山自民党幹事長等による来賓挨拶が行われました。決議案の朗読及び採択並びに要望事項の確認を行い、実行運動方法等については、都道府県単位の町村会で要望運動を行うことを取決め閉会いたしました。

21日は、北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会秋季要望に参加いたしました。地元選出国會議員に対し要望書の手交及び説明を行い、国土交通省道路局、北海道局、財務省に対しては、道路財源の確保等について強く要望を行ったところであります。

翌日22日、札幌市に移動し、オホーツク圏活性化期成会北海道秋季要望に参加いたしました。私は建設経済班所属し、交通政策関係部局及び建設部局への要望を実施したところです。特に交通政策部局に対しては、鉄路、地方路線バスの確保対策について、建設部では、高規格幹線道路の整備について要望したところです。

11月23日、札幌市から東京都へ移動し、有楽町において開催されていた全国矯正店を視察いたしました。大空町も特産品販売ブースを設け、来場者にご好評をいただいたところであります。あわせて同会場の個別相談室において、法務省矯正局長に対し引き続きの職員派遣について依頼したところであります。

11月26日、東京都において、安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催され出席いたしました。高規格道路の整備推進、道路関係予算の確保などについての決議を採択したところであります。

翌日、大空町畜産振興協議会を開催し、町内における家畜伝染病の発生状況などについて報告したところであります。

28日は、大空町ジャガイモシストセンチュウ類連絡協議会を開催いたしました。今般、確認された発生の経過、蔓延防止対策について報告したところ

です。

翌日 1 1 月 2 9 日は、国道 3 3 4 号東藻琴千草地区における登坂車線の整備について、網走開発建設部へ要望を行いました。

1 2 月 3 日、北見市において、北網地区市町長会議が開催され出席いたしました。ヒグマ出役に係る対応状況、職員の障害者採用及び社会人採用の実施状況について意見交換を行いました。

翌日 1 2 月 4 日は、網走市で開催された斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会市町長会議に出席いたしました。中間処理施設の建設を大空町東藻琴地区で整備を進めるべく検討していたところ、盛土層の確認、さらにはコンクリート等の廃棄物が確認され当該廃棄物の処理、盛土の対策に要する方法並びにそれに要する対策期間が不明確であり、整備スケジュールが見通せず構成市町に多大な迷惑をかけてしまうと判断し、白紙撤回を申出た承されました。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第 5 一般質問

◇議 長 日程第 5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。1 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1 番。令和 6 年第 4 回大空町議会定例会一般質問通告内容に従い、一般質問させていただきます。

質問内容は、大項目 1、全国学力テスト結果の課題と今後の対応についてでございます。

(1) 大空町の児童・生徒に係る全国学力テスト結果について、小学 6 年生及び中学 3 年生を対象として、4 月に実施された今年度の全国学力学習状況調査、全国学力テストの大空町の児童・生徒の状況とその分析結果について、1 0 月 2 5 日に町教育委員会のホームページに公表されました。また、北海道内 1 4 管内の平均正答率について、1 1 月 6 日に道教育委員会のホームページに公表されました。これらを踏まえ、今年度の本町の結果について、どのように受け止めているのか伺います。

(2) タブレット端末を活用した授業についてでございます。小・中学校の児童・生徒全員にタブレット端末が貸与され、自分たちが学んだ時代と比べて、授業の進め方が大きく変わったのではないかと思います。反面、文章の読解力が弱くなり、漢字がなかなか書けなくなっている子が増加しているとの報道も目にしています。また、今回の学力テストにおいて、思考や判断、表現力を問う問題や記述式の問題で、課題があるとオホーツク教育局も分析されていますが、このことについて、本町ではどのような対応や対応策を講じられているのか伺います。

(3) といったしまして、規則正しい生活リズムの指導について、ということでお聞きします。子供たちが健やかに成長していくためには適切な運動、バランスのとれた食事、十分な睡眠が大切と言われています。コロナ禍の長い自粛

期間や、スマートフォン普及の影響等により、各家庭においても、生活習慣に変化が見られるようです。規則正しい生活リズムを身につけることが、児童・生徒の学習成果にもつながっていくと聞いていますが、本町ではどのような対応や対応策を講じられているか伺います。

以上3点です。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 大泉議員の一般質問に対してご答弁申し上げます。

全国学力学習状況調査は、文部科学省が全国の小学6年生と中学3年生を対象として、平成19年度から開始しており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査中止となりましたが、今年度まで実施されているものです。この調査の目的は大きく3点あります。

1点目は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全校的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析するとともに、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。

2点目は、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること。

3点目として、これらの取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することとされております。

今年度は4月18日に町内両地区小中学校4校において、小学校の児童48人、中学校の生徒53人を対象に実施しました。調査の内容につきましては、大きく二つに分かれております。

一つは、教科に関する調査として、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学のそれぞれ2教科で実施しており、指摘、知識、技能に関する問題と活用に関する問題について、一般的に問う調査が行われました。

もう一つは、質問紙調査として、児童・生徒の学習意欲学習方法、学習環境及び生活面に関する調査が行われました。

本町の今年度の結果につきましては、小学校は国語が全道平均より高く、算数は全道平均並みでした。中学校は国語が全道平均並みで、数学はほぼ全道平均と同様でした。教科領域別に状況を見ますと、小学校の国語は、全ての領域で全国、全道平均を上回り、特に話すこと、聞くことや読むこと、言葉の特徴や使い方に関する事項では全国、全道平均を大きく上回る結果となりました。算数は変化の関係で、全国、全道平均を下回りましたが、そのほかの領域ではおおむね全道平均並みかそれ以上の結果となりました。

また、中学校では国語の情報の扱い方に関する事項で、全国、全道平均を下回りましたが、そのほかの領域では、全道平均並みかそれ以上の結果となりました。数学は図形で全国、全道平均を下回りましたが、そのほかの領域では、全道並みかそれ以上の結果となりました。国語の情報の扱い方に関する事項と数学の図形は、管内平均も下回り、今年度の結果の課題と言えます。

教育委員会としましては、毎年度の調査対象の児童・生徒が同じではないことや、教科問題が変更となることから、一概に比較は出来ないものの、昨年度

の調査結果と比較しますと、小・中学校ともに各教科の正答率が上昇し、全国平均とほぼ同水準になるなど、一定の学習成果が得られた結果と分析しており、過去10年間の経年変化を見ても小・中学校各教科とも学力は向上傾向にあると考えているところであります。

次に、質問紙調査の本町の結果につきましては、自宅において自分で計画を立てて勉強する割合は、全道平均と比較して小学生はマイナス11.6ポイント、中学生はマイナス7.9ポイントと、ともに全道平均を下回っております。

また、家庭学習を1日1時間以上勉強する割合は、本町の小学生・中学生ともに全道平均を下回っている反面、ゲームやメディアの視聴等を1日3時間以上する割合は、全道平均を上回っているという結果が出ているところです。

教育委員会としましては、毎年、全国学力学習状況調査の結果が出ましたら、小・中学校から結果の分析や今後の改善プランの作成を指示し、報告を受けることとしております。その報告を受けまして、教育委員会に配置している指導主事から各学校に対し、改善プランの実施に向け積極的に取組を指示しているところであります。授業改善といった、学校による教育実践の積み重ねや教職員の研修、補助教員の配置など、きめ細やかな指導のための大空町独自の教育支援策を推進しているところですが、北海道教育委員会が全道の調査結果を踏まえて示された教育改革の方向性と実践事例も参考にしながら適宜改善等を図ってまいりたいと考えているところであります。

続きまして、2項目のタブレット端末を活用した授業についてですが、国のGIGAスクール構想を踏まえ、大空町においては補助金等を活用しながら令和3年度に町内の小・中・高等学校の児童・生徒全員にタブレット端末を導入配置し、授業その他、日常的に様々な場面でICT機器を活用しております。

小学校においては、今回の質問紙調査で、友達と協力しながら学習を進めたと回答した児童の割合は全道・全国平均を上回りました。具体的な例として、授業中に調べたものを各自で検索して自分なりの答えを見つけ出し、自分の回答を端末に入力し、クラス内でその回答を共有確認することにより、人前での発言が苦手な児童も端末を通じた発表ができるようになっております。

また、中学校においては、ICT機器を授業でほぼ毎日活用したことにより、数学の勉強が好きと回答した生徒の割合が全道・全国平均を上回りました。さらに、小・中学校とも各家庭での自主学習において、学習ソフトによる宿題や自分自身の学習の進捗状況等に合わせた予習復習が可能となるなど、タブレット端末は大変有効に活用されているものと考えております。

文章の読解力が弱くなったり、漢字がなかなか書けなくなったりする子供が増加しているとの報道やオホーツク教育局による管内の分析結果として、思考や判断、表現力を問う問題や記述式問題で課題があるとされていることにつきましては、私どもも承知しております。

本町の今年度の結果につきましては、中学校の数学はオホーツク教育局の分析どおりの傾向が見られたものの、小学校の国語・算数の結果は、正答率が高く日常的に自分の考えをノートにまとめたりする書く活動を重視し、ノートづくりを継続的に実施してきた成果が結果に結びついたのでないかと考えております。

また、始業時間前の朝の読書タイム、保護者ボランティアの方々による本の読み聞かせ活動、移動図書館車による定期的な本の貸出し及び図書館司書の学校派遣による図書室の活用など、読書活動の推進が成果として現れて来ているものと考えております。漢字の読み書きにつきましては、板書またはＩＣＴ機器の両方を活用しながら、漢字の書き順やつくり、読み方など定着を図るべく授業を行っております。

最後に、３項目の規則正しい生活リズム指導についてですが、小学６年生、中学３年生を対象とした全国学力学習調査並びに小学５年生、中学２年生を対象にした全国体力運動能力運動習慣調査の結果を踏まえ、子供たち一人一人の確かな学力と体力の定着を目指した大空町学力体力向上プランを策定し、各学校と家庭が連携協働した取組を推進しております。保護者の皆さんへご家庭でお願いしたいこととして、家庭での学習習慣を身につけるため、親子で学ぶ機会をつくる。早寝早起き朝朝ごはんの規則正しい生活習慣の定着に努める。テレビを見たりゲームをしたりする時間やインターネットの使い方などのルールを決めるなど１１項目を掲げ、教育委員会といたしましても積極的な啓発活動に努めているところであります。

以上、１回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 １番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、１番。今年度の全国学力学習状況調査の結果やタブレット端末を活用した授業の内容、それと、規則正しい生活リズムの指導についてということで、お話ご答弁を詳しくいただきました。本町の小・中学校４校を対象とした今年度の全国学力テストの結果については、全道平均並みかそれ以上の成績であったということと思いますが、個々の児童・生徒のふだんの頑張りと、学校での地道な取組、現場の先生方の指導等が成果として現れているのではないかと思います。関係者の方々に敬意を表したいと思います。

再質問として２点お聞きしたいと思います。各家庭での学習時間や習い事の時間について、教育委員会として把握されているのかどうかということと、本町の平均正答率より学力が下回っている児童生徒に対して、どのような対応をされているのかということを再度質問させていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 再質問に対してご答弁申し上げます。

１点目の習字、そろばん、ピアノなどのいわゆる一般的な習い事につきましては調査項目としてなく、各学校においても特段児童・生徒への調査等はありませんので、教育委員会としても把握は出来ておりませんが、各家庭での学習時間につきましては、月曜日から金曜日までの平日に学習塾や家庭教師の先生、インターネットを利用して学習する時間を含め、学校の授業時間以外に１日当たりどのぐらいの時間勉強しているのかという調査項目があり、小学校では２時間以上と答えた児童が１０．２％、中学校では同じく２１．

8%というような結果となっております。

また、2点目のいわゆる成績下位層の児童・生徒への対応につきましては、授業において個に応じた指導を行っておりますし、学校ごとに工夫をしながら家庭学習を定着させるための取組も行っているところです。とりわけ貸与しているタブレット端末にインストールしている学習ドリルソフトは、学校のみならず、各家庭でも個々の力に応じて取り組むことが出来、学力定着に有効に活用されているものと考えております。

教育委員会といたしましては、これらの学校での取組のほか、家庭学習の質を高め、また、子供たちの学習、生活改善が図られ、小・中学校で切れ目のない一貫した指導がなされるよう推進していきたいと考えておりますので、ご理解等を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1 番。再質問に対するご答弁承知いたしました。

教育長から小・中学校での切れ目のない一貫した指導を推進していきたいとのご答弁がございました。本町も来年4月から小中一貫教育を導入する予定となっておりますので、大空に人・花・心を育むまち大空町となるよう、今後とも各学校、保護者、教育委員会が連携、協働した取組をお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 令和7年の4月から導入を予定しております小中一貫教育は、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、経常的な教育を目指すものであります。

本町にはそれぞれの地区に小学校、中学校が1校ずつあり、また、認定こども園も両地区に。町立の高等学校も設置されておりますことから、両地区の小・中学校のみならず、大空町の特色を生かし認定こども園、小学校、中学校、高校へと学びをつなげるため、教育課程の編成や系統的な指導について、現在、小・中・高等学校や認定こども園の教職員で構成している大空町学校教育研究会で、具体的な検討を進めております。

大空町の子供たちがこの町に生まれてよかった、この町で学んでよかった。保護者の皆さんがこの町で育ててよかったとだけいただけるよう、教育委員会として取り組んでまいりますので、今後ともご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

◇大泉議員 終わります。

◇議 長 これにて、大泉知功議員の一般質問を終了します。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、9番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇**上地議員** はい。9番。通告に従い一般質問に移らせていただきます。ほかにご登壇される議員の方と質問の内容、説明が重なるところがありましたらご容赦をいただきたいと思います。

今回の質問は、自治会の存続についてでございます。自治会は今日まで、地域コミュニティーの中核として、長きにわたり地区内の高齢者の方、障害をお持ちの方、子供たちの見守り、集会施設の管理、環境美化、清掃活動、防災・防火・防犯、交通安全、行事など、多岐にわたる様々な地域の取組を担ってきましたが、近年ニュースや新聞記事に報道されるように、全国的に人口減少や少子高齢化、生活スタイルの多様化などにより、自治会に加入する人が減っており、地域の担い手が不足をし、活動の減少による地縁の希薄化など自治会の存続自体が危惧されておりますが、私たちの町の現状はどのようなになっているのか町長にお伺いいたします。

以上で最初の質問とさせていただきます。

◇**議 長** 松川町長。

◇**町 長** 上地議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

町内の自治会数は48自治会でございます。女満別地区は32自治会、東藻琴地区は16自治会となります。自治会の加入率などの詳細は後ほど担当課長から説明いたします。

自治会での活動については、道路や駅前周辺や河川などの環境美化の取組や花いっぱい運動への参画、交通安全や防犯・防災、スポーツやレクリエーションの交流、高齢者、女性、青少年の活動などそれぞれの自治会において多岐にわたり活動されております。

少子高齢化の影響や自治会への加入者の減、役員の担い手不足などの課題もあることから、11月16日に女満別地区自治会連合会が主催となり、全国各地において地域づくり、まちづくり、町内会活性化などの事業を展開している株式会社KITABA代表取締役の酒本様をお招きし、地域コミュニティーからまちを元気に大空町の自治会のこれから、と題しまして研修会が開催されています。各自治会長や自治会役員の方38名の方が参加し、他の自治体での事例発表や今のニーズに合った組織づくり、仕組みづくりなどの提案を伺ったところであります。

町としましては引き続き、自治会連合会と連携を図り、課題解決に向け支援をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇**議 長** 砂金住民課長。

◇**住民課長** 私のほうからは、自治会加入率について説明させていただきます。大空町の自治会加入率は、令和6年5月1日現在で74.8%となっております。

ます。北海道町内会連合会のデータベース数値ではありますが、近隣の自治体と比較しますと北見市63.8%、網走市59.9%、美幌町65.5%、斜里町73.4%、津別町89%、小清水町81.6%となっております。

なお、北海道全体の加入率につきましては、北海道町内会連合会基本調査が5年ごとの調査であり、直近が令和元年度の数値になりますが64.3%であります。

以上、自治会加入率についての説明となります。

◇議長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。町長、担当課長からご説明をいただきました。全自治会48、そして女満別地区が32、東藻琴16。また、加入率等についても近隣の市町村の状況もお聞かせをいただきました。令和6年5月の時点で74.8%、近隣の市町村では小清水、津別について比較的高いほうであったなと思うのですが、あと5年ごとに調査も行っているということもお聞かせをいただきました。

その中で改めて質疑をしたいと思うのですが、それこそ町長の中でもあった研修11月16日自治会連合会が行ったもので、私も聞きに行きましたが、酒本様からいろいろな事例取組などもお聞かせをいただきました。その中でも少し触れられていたのですが、DX化と自治会のことですが、今回、令和4年4月の総務省の地域コミュニティーに関する研究報告書というもので、いろいろ課題とか出ていて、事例も出ていたのですが、それらを参考にさせていただいた中で、やはり課題としては自治体のDXが遅れていると。

実際にDXと言っても課題の中にあるように、高齢者の方は不慣れな方が多いと、確かにそのとおりだなと思いますが、ですから連絡だけでもDX化を図るということは大変便利なものでありますし、災害時の早期の連絡調整にも使える。または、過去に学べというように令和2年から4月まで、コロナの関係でなかなか対面交流が出来なかったと。感染症対策の一環としても今後同じような課題が起きる可能性もある中で、やはりそのようなものも積極的に活用していかなければいけないと。

自治体によってはLINE教室を開いたり職員を派遣したり、そのような取組を行っているところもありますし、また、加入率がやはり減少しているので、加入促進の取組として、いろいろな自治体が取組を行っております。

人口規模は違うのですが、宇都宮とかではアドバイザーを派遣して、それこそ講演、研修、または対面交流としたワークショップなども開催をしたり、また、京都市などにおいても加入促進のチラシを作成に助成をしたりとか、自治会に加入している方、加入していない方含めて、そういう交流の場を設けた場合に支援をしております。いろいろほかにも取組もされておりますし、動画とかでも町内会加入促進と打つと、実際に自治体の自治会の活動内容とかも出ていたりしますから、やはり若い人にも自治会を理解していただくという観点からこのような取組もしっかりと活用していかなければいけないと思いますが、このことについて、何かお考えがあれば改めてお聞かせをいただきたいと

思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの再質問にご答弁させていただきます。

まずD X化という部分でございますけども、D X化自治会で使うとなればS N Sの活用になるのではないかなと思っておりますけども、町から発信するイベントや行事などのお知らせにつきましては、ホームページやそらナビを活用し、情報提供を行っているところでありますが、自治会内での運用については、現在のところ自治会の中で、先ほど申しましたように研修会でそのような講話があったとお聞きしておりますけども、自治会内で検討いただくものであると、そのように考えております。

先ほどお話のありました研修会におきましても、S N Sを活用した提案もあり、早速活用を検討している自治体もあるとお伺いしておりますので、その取組を参考にするとともに、様々な先進的な事例もあると思いますので、情報を集め、各自治会に対し情報提供できるよう自治会連合会と連携し、取り進めてまいりたいと、そのように考えております。

また、自治会の加入促進の取組でございますけども、町としては転入された方に対しまして、新たにお住まいになる自治会名や自治会長の連絡先を伝えると同時に、主な自治会活動について説明をし加入についてご検討をお願いしているというのが現状でございます。なかなか強制的に加入してくれということは行政としては出来ないところではありますけども、また、加入の促進についてS N Sを使つての部分については引き続き自治会連合会と情報を共有しながら検討してまいりたいと考えております。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。自治会連合会とも協議をしながらD Xに興味のある自治会も出ているということもお聞かせをいただきました。

また、転入者の方に加入の案内というか、会長の連絡先とか、細かく案内をしていると。あくまでも任意でありますので、それが少しでも加入につながればなと思っておりますので、今後、いろいろ事例もあると思うので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

その中で改めて質問をしたいと思うのですが、やはり自治会の課題はどういうものかなということで、先日地方紙で、町内会が無くなったというタイトな題名で出ていまして、網走市の問題ではあるのですが、近隣市町村の加入率のこともお聞かせをいただいたので、その点に触れさせていただきますが、網走市も市内の町内連合会が10年ぶりにアンケートを行ったと。それはどのような課題が挙げられたかなと思ったら、町内会長の日頃の悩みというところで、上位三つが挙がっていまして、やはり会員の高齢化や役員の成り手がいなかったか、あとは参加人数がなかなか集まらないということも出ておりました。確かにそう言われると私たちの町も同じような課題を有しておるな

と。実際に過去3年のうちに8自治会が解散をしたということも出ておりまして、私たちの町も48自治会ありますが世帯数も少ないところもある。高齢化も進んでいるところもある。いや、もしかしたら解散したいという自治体もこれから出てくるのではないかと大変危惧しているところです。

また、それだけではなく、以前同僚の議員の方が将来的に自治会の合併の話とか質問した経緯もありますが、やはり、そういう相談もこれから出てくるのではないかと。また、単独で出来ない場合広域でどうやって補っていくか、活動していくかということも。いや、それは任意団体、自治会にやらせばいいというわけではなくて、やはり行政もしっかり地域担当職員の方も張りついていきますから、しっかり協議して今後考えていただきたいと思いますと思いますが、このことについて何かお考えがあれば改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの、今、具体的な事例を挙げられた悩み、大きな悩みの三つ。これは本町における各自治会の悩みそのものであるのではないかなとそうに思います。そうした中にありまして、まず、自治会の統合、再編、合併ということにつきましては、過去に議員の方からご質問をいただきましたが、なかなか大空町発足当初から自治会の再編については、様々な機会において、協議をさせていただいた経過がございます。しかしながら自治会においてそれぞれ歴史がある中で、現在の自治会になっていることや、統合の意思がないなど、自治会連合会としても合併統合ということに関しては、慎重に取り扱わなくてはならないとの認識となっていることから、町といしましても、合併については町側のほうから提案することはせず、合併の意思がある自治体からご相談があれば、きちんと町として一緒になって対応してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、再質問のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 町長が答えられたように、やはり悩みが同じ悩みを抱えているだろうなど。私たちの町も実際に自治会、それぞれの歴史もあって自治会の考えもあると思いますが、今後そういうことがあればしっかりと支援をしていただきたいと思いますし、やはり自治会連合会既存の組織もあるので、そちらともしっかり連携をしながら行っていただくようお願いをしたいと思います。

以上で質問のほうを終わりたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員から一般質問いただきました。ありがとうございます。

先ほど、自治会の高齢化だとか、あと担い手の不足だとかそういったお話もいただきました。自治会というものは、前にもご答弁の中で申し上げたことが

あったかと思えますけども、同じ地域に住んでいる住民が地域生活の向上のためにつくる自治組織であって、本来、自主的に運営するために組織した団体であり、大空町はそれが48自治会あるということでもあります。しかしながらやはり担い手不足や高齢化、そういったことで、やはり実際に大空町の自治会の中でも解散の危機に瀕したということがございます。これに対して町のほうは、職員が出向いて自治会と協議を重ね、一緒に後任を選考して、解散せずに引き続き活動出来たということもございますので、そういうところに関しては、町も一緒になって行っていきたいと思えます。

先ほど、高齢化と担い手不足というお話がありましたけども、今は現役で働いている方がいた場合に、今はまだ忙しくて自治会活動にあまり参加出来ないけども、いずれ自分が退職されたときには、様々な活動に協力したいと言っただけの方も多数いらっしゃるのではないかなと思います。ただ、そういった方がいても、そもそもその自治会というものがなくなってしまえば、そういった活動の場もなくなってしまうことになりますので、しっかりその自治会組織というものを、今後も何らかの形で残していけるように地域、そして、自治会連合会、町とが一緒になって、努力してまいりたいと思えますので、今後何かとご意見ご指導等いただければありがたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇**上地議員** 一般質問を終わります。

◇**議 長** ここで10分間休憩します。
再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時02分)

◇**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、5番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。

◇**鈴木議員** はい、5番。令和6年第4回定例会通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項、大項目1点目は、地域環境と調和した再生可能エネルギー発電についてです。

自然エネルギーを活用し、二酸化炭素排出を抑制しようとする太陽光発電施設が本町においても増加しております。さらに本年、藻琴山山麓地域に風力発電施設の設置に関する調査の問合せがあったと伺いました。大空町がゼロカーボンシティ宣言後、脱炭素社会の実現に向けた事業推進に関し町内外の関係企業、団体から本町での事業展開について関心が高まっているように感じております。

令和4年の12月に再生可能エネルギー発電施設に関する地域の自然環境や近隣居住者の生活環境との調和に配慮することを基本とする条例整備について、私のほうから伺ったことがございます。その際は地域住民の意見を聞き、内部検討していくとご答弁がありました。

現在、ゼロカーボンシティー宣言をして、総合計画の策定も進められています。自然環境、生活環境等に配慮した潤いのある地域社会及び住み続けたいまちづくりのために、環境と調和した再生可能エネルギー発電推進に関する町民合意の基本的確認事項を規定しておく必要があると思います。ゼロカーボンシティー宣言との関係をも勘案して再生可能エネルギー発電施設に関する条例の整備について、町長の見解をお伺いいたします。

質問事項の大項目2点目につきましては、郷土資料、文化財資料の保存活用についてです。

大空町が誕生して間もなく20年を迎えようとしております。新たなまちづくりの歴史が積み上げられているところでございます。未来志向のまちづくりを進める上では、歴史に学び、ふるさとに伝わる知恵と経験を未来のまちづくりに生かしていく必要があると思います。町民から寄贈いただいた開拓当時の生活文化、産業活動等に関する資料は、郷土の貴重な財産であると認識しております。現在、郷土資料、文化財資料が展示、保管されている各施設は老朽等管理する施設本体が課題を抱えている状況であると思います。

本年3月に女満別研修会館の建て替え計画に関する社会教育基本構想について常任委員会で説明がありました。その後の対応と現在策定作業が進められている総合計画との関係から、次の項目について教育長のご見解を伺います。

1点目は、女満別研修会館資料室の収蔵資料の取扱いについてです。資料の管理、整理整頓の在り方について、早期に取扱い方針を策定する必要があると思います。今後の計画について伺います。

2点目は、資料研究の進め方でございます。専門的に研究し、資料を整理する職員配置が必要と考えます。また、地域の郷土史関係団体との連携について、どのような対応方針を立てているのかお伺いします。

3点目といたしまして、研修会館施設整備と郷土資料等保存施設との関係について、新たな施設整備計画を検討中と承知しております。現研修会館資料室との関係及び大空町として開拓資料展示保存に関する検討状況をお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 私からは鈴木議員の一般質問、地域環境と調和した再生可能エネルギー発電についてご答弁申し上げます。

令和6年第1回議会定例会における町政執行方針において、ゼロカーボンシティー宣言、ゼロカーボンシティー大空町を宣言いたしました。2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するためには、行政だけではなく、町民、

事業者の取組が不可欠でありますので、現在、第4期の地球温暖化対策実行計画事務事業編に続き、国の補助金などを活用しながら、今年度、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定を現在進めているところです。

環境省の地域経済循環分析ツールによる分析では、本町の再生可能エネルギーのポテンシャルは、地域で使用しているエネルギーの約2.1倍とされています。しかしながら、そのポテンシャルの利用可能方法が把握されていません。自然エネルギー利用においては、発電しない時間帯や季節等を考慮しなければなりませんし、そのポテンシャルの中から、それぞれの需要に応じて取捨選択する必要があります。将来ビジョン、ゼロカーボンに向けてのシナリオ作り、太陽光、風力、バイオマス、温泉熱、水力等の再生可能エネルギーのポテンシャルを把握して利用可能性を探る。温室効果ガス排出量を減らす取組、再生エネルギー活用とあわせて、省エネルギーの取組、自然環境保護保全による温室効果ガス吸収量を増加させる取組を行っていく必要があります。まちの課題を解決しながら、ゼロカーボンシティ大空町の実現に向けて、今まさに委員の皆さんと施策を検討している状況であります。

令和5年度以降、発電事業関係企業等数社から長期の再生可能エネルギーのポテンシャル活用による地球温暖化対策、地域経済活性化、地域雇用創出、地域課題解決に貢献したいという趣旨の説明を受けております。大空町といたしましては現在、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定中であること。また、再生可能エネルギー促進区域設定ゾーニングについても、令和7年度中の策定を検討していることを説明し、地域理解を得た上でなければ、再生可能エネルギー発電事業の事業実施は難しいという見解を示しています。

議員のご質問にある再生可能エネルギー発電施設設置に関する条例の制定については、国や北海道の環境配慮基準等及び先行自治体の条例等を参考に検討を進めているところであります。再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び管理について必要な事項を定め、再生可能エネルギー発電施設が地域との調和を図り、町民の安全で安心な生活環境の確保と良好な自然環境に配慮した、豊かな地域社会の発展に寄与することを目指してまいりたいと考えております。その中で、災害の防止、良好な自然環境、住環境等保全のための抑制区域を指定し、あわせて再生可能エネルギー発電事業を撤退した場合、施設だけが取り残されたままにならないよう、施設の解体、撤去、廃棄等、適切な措置を講じていただくといった内容も盛り込んでいきたいと考えております。再生可能エネルギーのポテンシャルを活用しようとする事業者に対しまして、早い段階から関係を構築し、町民、再生可能エネルギー発電事業者、大空町が地球温暖化対策を通じて、地域社会の貢献や還元につながる再生可能エネルギー発電事業を適正に推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 鈴木議員の一般質問についてご答弁申し上げます。

まず1点目の女満別研修会館、資料室の収蔵資料の取扱いについてですが、

大空町教育委員会における郷土資料等の保存管理状況につきましては、現在、両地区の四つの施設で展示、保存しております。令和3年9月にオープンしました東藻琴生涯学習センター郷土資料室では、1階に大空町の自然や交通の歴史、まちづくりの歴史を写真やパネルを使って紹介しており、生活用具も展示しながら、時代の移り変わりが分かるような展示としております。二階は考古学的な資料室として、町内から発掘された遺跡を展示しており、復元模型を展示して、学校の教材として活用いただいているところです。東藻琴ふるさと資料館には、大型のハッカ状類窯や、バグなどの農機具、小型の民具を展示保存しております。また、山園ふるさとセンターも同様に農機具や民具を保存しておりますが、一般開放は行っておりません。女満別研修会館では、第1資料室に農機具や大型の民具、歴史的な書籍や各種文献資料、第2資料室に北海道の文化財指定を受けた女満別石刃鏃遺跡を展示、保存しております。

ご指摘のありました女満別研修会館につきましては、第1資料室は施設の老朽化から慢性的な雨漏りが生じており、令和5年の雪解け時に状況が悪化し、急激な雨漏りにより民具等の保存状況が極めて悪くなりましたことから、令和5年に屋根の防水工事を実施した際に、当該資料室を閉鎖し現在に至っている状況となっております。

なお、保存状況が悪くなりました民具等につきましては、文化財保護審議会にお諮りし、状況のよくないものや、歴史的な価値が低いものなどのご意見等賜りながら整理を行ってまいりたいと考えております。

2点目の資料研究の進め方についてですが、令和3年9月に東藻琴生涯学習センター資料室の整備を行った際、担当職員による解説パネルを設置するとともに、郷土資料室に来られなくても、解説パネルを見ることができるよう、ホームページを新設いたしました。このホームページでは、郷土資料の展示スペースに限りがあり、詳細な解説が出来にくいいため、郷土資料室にQRコードを掲示し、スマートフォン等で、ホームページの開設を見ながら、より詳細な見学ができるようにしております。

郷土資料室の見学状況は、小学校3年生の社会化見学として、暮らしの移り変わりを学ぶ授業で見学が行われております。昔の道具について学びながら、実際に道具等を手にとっての使用体験も行っております。一般見学者につきましては、ホームページ整備後、町外からの見学者が増えている状況です。見学者への解説につきましては担当者が行っております。本年の12月からは、郷土資料室公式SNSを開始し、郷土資料に関するイベント周知、季節の話題等の発信を行っております。

現在、社会教育グループの専門職は社会教育主事が2名、体育インストラクター職員が1名となっており、文化財を専門的に研究し整理する学芸員の資格を有する専門職ではなく一般職員が業務を担当している状況です。

本町の郷土史団体については、大空町郷土歴史文化保勝会があり、郷土史の調査や資料の収集など、郷土文化の向上のために活躍されております。教育委員会と郷土保勝会の連携に関しましては、保勝会の活動に対する補助金を交付して支援するとともに、会合に職員を参加してご意見等を賜り伺っております。また、町の法定審議会である大空町文化財保護審議会の9名の委員のう

ち6名が保勝会の会員となっておりますので、審議会の場合でも保勝会の意見等も反映されているものと認識しております。保勝会との今後の連携につきましては、会の皆様の自主的な取組を尊重しつつ、会が目的とされている郷土史の調査や資料の収集を支援し、連携を深めてまいりたいと考えております。

3点目の社会教育施設基本構想と郷土資料の保存施設との関係についてですが、令和5年度から教育委員会の所管において、社会教育施設基本構想の策定に関する業務を進めてきたところであり、今年度は基本構想の素案内容について、各審議会にお諮りし意見を集約してきたところです。大空町文化財保護審議会におけるこれまでの議論において、修復不能や価値が失われている資料の整理をした上で、文化財、郷土資料の展示、保存施設の集約について検討していく必要があるという意見が出されており、基本構想の素案において、文化財や郷土資料の展示施設の集約化と保存施設の確保について、一定の方向性を出す必要があると整理しているところです。今後も教育委員会及び議会に適宜相談しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 5番です。1点目の地域環境と調和した再生可能エネルギー発電についてということについて伺いさせていただきたいと思います。

今、検討中だという中で、大空町内の区域のゾーニングを検討されているというお話を伺いました。その中で、安全・安心という中で、天災、災害への対応とかそういうのもきちんと対応していくということが必要だなと思っているところがございます。

それから、私のほうといたしましては、やはり水源の関係がありまして、私は藻琴山というのが非常に位置的にも、気候的にも、これから重要ですし、そのことが産業関係にもずっと影響している。なおかつ、あそこの山がやはりこの地域の水源になっているということがあります。そういう中で水の確保とか、そういう面で、森林、保安林の関係も含めた中での対応というのにも必要になってくるのではないかと考えております。やはり、例えば風力発電を推進するという場合についても、やはり保安林の関係も含めた対応をきちんと明記しておく必要があるのではないかと考えているところがございます。そういう中で、これから検討が進められるということでございますので、十分配慮して対応していただければと思っているところがございます。

この自然環境の関係について、どのようにお考えになっているのか、まず伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 議員の質問にあるように、環境と調和したということが何より私この再生可能エネルギーの進めていくにあたっては、そこがやはり肝になる

ものだと思っております。そういった中で、令和7年度に向けて、今、条例のほう検討しているところなのですが、先ほど申しましたゾーニング、要は、ここは導入を促していく、ただここは駄目だよというような、そういったところは令和7年度の中で検討していきたいと考えているところであります。

そういった中では、やはり先ほども議員からもありましたように、地滑りのところであるとか、急傾斜地であるとか、土砂災害がちょっと懸念されるようなところは外していく、さらには、文化財の保護であったり、鳥獣保護であったり、そういったものを図っていかなければならないようなところは、やはり促進していく区域からは除外していかなければならないのではないかと、そのように考えているところであります。そうした中に藻琴山というものも貴重な大空町の水源地でございますので、そういったところをしっかりと守っていくということも、今後、ゾーニングを行っていく中で検討していかなければならないと、そのように思っております。

D Xの名のもとに何でもかんでも、風力であり、太陽光でありやっていいのかという私は決してそうではないと思っていて、しっかり推進していく場所は推進していく、けどしっかり環境、自然を守っていかなければならない、景観を守っていかなければならないというところは守っていくということをしっかり町として示していくようにしていきたいと思っているところであります。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。私も本当に同感するところでございます。そういう中でやはりこの景観と、それから環境という面では大事だなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、やはり私ども、やはり自然エネルギーを活用するというのはこれからの課題で、二酸化炭素を排出しない対応をどうするかというのは、これはもう推進していくべきだと思っているところでございます。その中で、地域コミュニティという中で、地域の人への理解をどんどん進めていくということが必要だと思っております。

是非、条例制定にあたっては地域の方々の意見を聞く場も、パブリックコメント等もあろうかと存じますけれども、そこら辺の配慮もお考えになっているのかどうか、その辺につきまして地域の方々の意見を聞くとか、そういう場面は今のところパブリックコメント等なのかどうか、そこら辺について確認をさせていただきたいと思えます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 条例制定にあたっては、新規条例でありますので、私は当然パブリックコメント等は実施しなければならないと思っております。そのほかに今現在大空町においては地球温暖化対策の区域施策編の中で、大空町ゼロカーボン推進委員会というものを設置しておりますので、しっかり、そこに諮っ

てご意見等賜りたいと、そう考えております。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。今のご答弁をいただきまして、是非、推進をするという観点から近隣の先進事例等を見ますと、太陽光発電に限っている事例もあるわけでございますけれども、やはり再生可能エネルギーと、いろんなエネルギー対応と、風力・水力もありますし、バイオガスの関係についても、やはりきちんと対応していくという事も含めて対応していただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 点目の質問については以上で終わらせていただきます。

続いて、2 点目のほうにつきまして教育長のほうにお伺ひをしまひたいと思ひます。

町内の貴重な文化財施設ということで、やはりなかなかこう保存展示、それから活用、非常に課題があるなと思ひますし難しい業務であるなと思ひているところでございます。その中で、収蔵資料の取扱いについて、今、担当職員、本当に頑張っただいてホームページで見さしていただきましたが、デジタル化をして頑張っている。それは大変評価するところでございます。やはり、今後のことを考えますと継続性ということと、それから、やはり郷土資料文化財という展示施設というのは、博物館というのが、なかなか整備するというのは難しいということも私も認識しているところでございますが、やはりそういう資料展示する施設というのは教育施設であろうと思ひているところでございます。教育施設とはやはりそこに専門的な人が必要だと。やはりそこを担当する職員に専門的な知識を持っている職員が必要だと。それで人事異動があつて、いろいろこう適材適所で対応していただけると思ひ思うところでございますが、そこら辺で、人の確保について、人材の確保についてどのような見解をお持ちなのか、教育長の見解をまづお伺ひしたいと思ひます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員おっしゃるようには大空町には様々な太陽光であり、風力であり、地熱であり、水力もあるかもしれません。また、木質や畜産バイオマスも可能性はあるかもしれないと思ひ思ひますけれども、その中で大空町にふさわしい再生可能エネルギーというものを取捨選択しながら取り組んでまひりたいと思ひ思ひますので、引き続きご指導よろしくお願ひしたいと思ひ思ひます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 再質問に対してご答弁申し上げます。

専門的な職員は、学芸員という職種がありますが、学芸員は博物館法によって定められた資格であり、一般的に大学で博物館に関する科目を取得し、学士

号を持つ人に資格を与えられたものであります。現在の法律では、博物館法に指定される登録博物館には学芸員が必置となっておりますが、多くの自治体は博物館類似施設において、地域の郷土資料保存展示のみの施設となっておりますので、学芸員を配置する法的義務はないという状況です。また、本町の規模での学芸員の雇用は、教育委員会として現在のところ考えておりません。

本町においては、女満別湿生植物群落に関しては北海道大学の植物学の教授からご助言いただいております、考古学の分野では北見市常呂町の学芸員の方にご協力いただくなど、それぞれの専門家に依頼をし、必要なご相談をさせていただいているところです。

また、網走市や美幌町など館内に博物館を有する市町にあっては学芸員が配置されており、本町で出土した土器を網走市の博物館で鑑定展示をいただくなど、連携した取組のもと事業も取り組んでおります。

議員のご指摘のとおり、開拓当時の歴史文化や産業活動に関する資料は郷土発展、歴史の貴重な財産であることから、専門的な知識のもとで資料収集や保存、展示活用を図っていくことは、教育委員会としても継続的に実施すべき業務であると認識しております。そうしたことから、今後は近隣の博物館の学芸員の方に、技術的なご助言等をいただいたり学習会を開催していただくなど、広域的なご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

以上、再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。やはり学芸員というのがなかなか確保するのは難しいというのは私も承知しております。学芸員、私も調べましたところ大体専門分野で9分類ぐらいあるということで、それぞれの研究テーマを持っているということでございます。広域での協力体制をとっていく、これはまず、第一義的と思っております。その中で、今、女満別研修会館の2階にある資料について、貴重な財産であると認識しておりますが、やはり劣化をして、もうこれはどうしても廃棄しなくてはいけないという場面も私は想定をしておいたほうがいいのではないかと考えております。そしてまた、新たな施設づくりとか、研修会館の建て替えに伴ってその資料をどうするかということについても、やはり、早期に準備をしておいたほうがいいのではないかと考えているところでございます。

その中で、先行事例で調べてみますと、地域おこし協力隊という制度を活用して、資料収集から博物館の関係で、学芸員を地域おこし協力隊でやっているというのがございます。全国的に聞きますとこの事例は、山形や岐阜とかそれから、高知や鳥取、地域おこし協力隊が郷土資料館に配置されて、収蔵品の整理や展示の企画をして、研究活動をその地域に行って学芸員が研究している。そして定着をしていくという、そういう構想までやっているようでございます。

この地域おこし協力隊というのを調べてみますと、北海道内では厚真町か

ら鵜川町、美唄市、上富良野町、標茶町、鹿追町、厚真町等は高校魅力化プロジェクトと学芸員が、公設公営塾というのを担当して文化財等の活用の促進支援員という制度を得て、これは地域おこし協力隊でやっていることでございます。是非、先進事例を参考にしてご存じのとおり地域おこし協力隊につきましては総務省の事業で、デジタル田園都市事業で、これは特別交付税の対象ということになります。そうするとやはり単費でのうちからの持ち出ではなく、国の事業としての位置づけというのも含めて対応していく。それを早期にやっていく。というのはこれから研修会館の建て替えの時期と、資料の展示とか活用する、それを整理するというその段階を早めにやっていかないと私は町民の負託にこたえられない。せっかくいただいた財産をどうするかというのも早めの対応をしなければならないと考えております。そこら辺について検討の余地があるのかどうか、教育委員会のほうにつきましては、財政の関係につきましては、なかなか財源の確保を教育長にお答えをいただくのはなかなか難しいと思いますが、そういう考えを検討する余地があるのかどうか、そこについてご検討をいただければと思いますが、ご答弁いただければありがたいと思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 再質問に対してご答弁申し上げます。

まず、女満別研修会館の第1資料室に保存しております郷土資料につきましては町民の皆様から寄贈いただいた貴重な資料であり、結果として、適切な保存環境の確保に至らなかったことに対し、教育委員会を代表しておわび申し上げます。

現在、第1資料室に保存中の郷土資料につきましては、雨漏りの際に影響のないスペースに職員総出で移動させるなどできる範囲で対応しておりますが、湿気や経年劣化から保存状態のよくないもの、また、歴史的価値の低いものに関しては文化財保護審議会のご助言等いただきながら、選別、精査の上、廃棄等の整理を進めているところです。

また、文化財保護審議会や郷土歴史文化保勝会と連携し、近隣市町の博物館の整備方法等をご教授いただくとともに、重要文書や文化資源の情報を長期保存できるようデジタル化を図るなど、全体的な整理方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

先ほどお話がありました地域おこし協力隊の制度を活用するのはどうかというお話がありましたが、教育委員会としても活用ができるかどうか検討を進めていきたいと考えております。

以上、再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。なかなか難しいとは思いますが、是非、地域おこし協力隊の関係については令和6年からは、地域おこし協力隊の地

方財政措置の拡充ということで、隊員1人当たり280万から320万という報償費の引上げもされているところでございます。それから、学芸員の方々の中では、ここで研究をしてみたいと、この地域を研究してみたいというまちづくりとの関係が非常に増えてきている。先ほどちょっと紹介しませんでした、下川町あたりは地域おこし協力隊とまちづくりを一体化するという様な事で、ホームページで募集したりもしておりますので、やはり、全国にこういう情報発信するということも私は必要ではないかなということで、是非検討をしていただきたいと思います。

もう1点、地元の郷土資料の関係で、文化財保護審議会の関係もご説明いただきました。あと、郷土保勝会の団体との関係もご説明いただきました。やはり、郷土保勝会地元の方々の意見ということ十分に反映していただくのと、何か定数9人のうち6人が文化財保護審議会の中に、定数9人のうち6人が郷土保勝会ということでございますが、そこら辺その比率が公正なそこに補助金を出す場合にどうなのかなというそこら辺もございまして、実際に、ここら辺の公正な委員構成というのですか、もしそこにお金を出すのであれば、民間のもう少しこういった団体に入ってもらって、意見をいただくということも含めて必要ではないかなと思いますので、そこら辺も含めてこの辺確認をしたいと思いますがいかがでしょうか。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 先ほどの話は郷土資料、歴史文化保勝会のほうに文化財保護審議会や郷土歴史保勝会との連携ということは、私たちもとても大事だと考えております。先ほど保勝会のほうには補助金を出しておりますが、審議会のほうにはこれは審議会ですので、出しておりません。人数の関係につきましては今後もう一度教育委員会内でも検討していきたいと思っておりますけれども、先ほど言いましたように町民の皆様いろんなところで情報提供、後はご意見等もいただかなければいけないと考えておりますので、そういう機会をつくってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、鈴木議員。

◇鈴木議員 この関係につきましてはなかなか難しいと思っておりますけれども、やはり、今、研修会館の建て替え事業が計画的に教育委員会、それから町全体で検討するというようなお話も伺っておりますけれども、やはり、今ある資料の整備についてどうするかということについて、やはり町民の方々にこういう関係で整理されて行くのだなというのがきちんと理解できるようにしていただければ私は問題ないと思いますが、やはり資料として、もう不要になったなというものを、一担当で決めるのではなくて、例えば審議会なり、やはり専門職が研究してこういうようにして、代替のものがありますので、処分しましたとかそういうストーリー性をきちんと筋の通った対応をしていただければと

思っているところでございます。いずれにいたしましても、貴重なふるさとの文化財、画期的な郷土資料について適切な保存、展示計画を、是非、立てていただきたいと思っているところでございます。まず、この関係につきましては以上でございます。

私は今回質問させていただいた内容につきましては、我が町の発展可能性と、それを未来につなげるというそういう意味合いを含めて、知恵と工夫をして、やはり財源が限られているのであればどうするかということを含めて検討していただきたいと思ったところでございます。ちょっと質問にはなじまないかもしれませんが、江戸時代の後期の思想家で吉田松陰という人がおりまして、その人が夢なき者に理想なしと、理想なきものに計画なし、計画なきものに実行なし、実行なきものに成功なし、ゆえに、夢なきものに成功なしという言葉を言っております。やはり早め早めに計画を立てるということが必要ではないかなと思っております。

今、来年度予算の編成作業が行われていると承知しています。町長の情熱や教育長の思いが、各施策に反映されることを切望して質問は以上にしたいと思っております。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 今回、鈴木議員から郷土資料、文化資料の保存についてご質問いただきましたが、教育委員会といたしましても、町民から寄贈いただいた開拓当時の生活文化、産業活動等に関する資料等の管理、整理を行い、展示、情報発信を積極的にしてまいりたいと考えております。今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて鈴木秀之議員の一般質問を終わります。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、4番、森賀祐司議員の一般質問を許します。

◇森賀議員 はい、4番。令和6年度第4回定例会一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

教育施設の利用についてということで、特に大空高校女満別キャンパスと豊住交流センターのこれからの利用の考え方について伺います。

両施設とも元校舎ということで現在、十分に活用が出来ているとは言えないと考えております。また、両施設とも古く補修が必要だと考えていますので、以下の3点について質問いたします。

(1) 二つの施設の現在の利用状況と今後の利用方針について伺います。

(2) 大空高校生によるプロトオオゾラの中での提言にあった廃校ホテルについて、今年、豊住交流センターにおいて実証実験があったとの報道がありましたが、その評価と今後の進め方について伺います。

(3) 二つの施設は老朽化に伴い定期的に補修が必要だと考えますが、施設のメンテナンスに関する考え方について伺います。以上3点、第1回目の質問

といたします。よろしくお願いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 森賀議員の一般質問、私からはプロトオオゾラの実証実験についてご答弁をさせていただきたいと思います。

本年9月21日、22日の2日間、大空高校生、大空町に定住をサポートする会の会員、地域おこし協力隊員が中心となり、豊住交流センターにおいてプロトオオゾラで政策提言いただきました大空、遊ぶ、学ぶと廃校ホテルを掛け合わせたイベントを実証実験という形式で実施いたしました。なお、実施の詳細につきましては、後ほど担当参事よりご答弁させます。

参加いただきました皆様からは、様々な感想をいただいたところでありますが、多くの方に、大変楽しいイベントであったとの評価をいただいたものと認識しています。一方で、今回の実証実験で発見出来た課題等も複数ございました。これらの課題を十分に精査し、次のステップにつなげていく必要があるのではないかと考えております。今すぐにプロトオオゾラで実証実験をした廃校ホテルを実現するという事は難しいと認識しています。しかしながら、プロトオオゾラの目的の一つであります関係人口創出、拡大に向けた各種取組につきましては、大空町が保有する物的、人的資源を幅広く活用し、今後も積極的に行っていきたいと考えております。

以上、私からのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育 長 森賀議員の一般質問に対してご答弁申し上げます。

まず、1点目の大空高校女満別キャンパス及び豊住交流センターの利用状況についてですが、女満別キャンパスに関しましては、さきの定例議会における後藤議員からの一般質問に対するご答弁と重複する部分がありますのでご了承ください。

大空高校女満別キャンパスについては令和3年4月の大空高校開校の際、北海道教育委員会から無償譲渡され、最初の2年間は旧女満別高校の在校生の教育課程を保障するため、教員を配置して普通科の授業を行っていました。また、在校生が卒業した令和5年からは、総合学科の授業を週1回実施してきましたが、令和6年4月からは学校開放事業として、体育館及び柔剣道場を中心に町民の皆様にご利用いただいているところです。

豊住交流センターについては、旧豊住小学校の校舎を活用した施設ですが、平成26年3月の閉校後、施設の利活用を検討するために豊住小学校跡地利活用推進チームにより、女満別幼稚園の移転などを検討しました。また、平成28年からは、柔道合宿を誘致して合同合宿としての可能性も探りましたが、令和2年4月から、町民の交流や芸術文化及び体育振興を図ることを目的に豊住交流センターとして開設した施設です。現在は地域コミュニティーの拠点として、アリーナを中心に総合型地域スポーツクラブの活動として、主に豊

住バドミントン少年団や卓球などのスポーツ振興にご利用いただいております。両施設の詳しい利用状況につきましては、後ほど担当課長、参事よりそれぞれ答弁させます。

続いて、両施設に係る今後の利用方法、方針についてですが、大空高校女満別キャンパスは北海道教育委員会から譲与された際の契約において、町立高校として10年間の用途指定が設定されているところですが、道教委へ事前相談に伺ったところ、公共的利活用であれば10年間の指定期間を待たず用途変更が可能とのご示唆をいただいたところであります。現段階の教育委員会としての考え方につきましては、女満別研修会館建て替え工事に伴う代替施設を視野に入れているところです。また将来の具体的な利活用につきましては、地域課題の活用に向け町長部局と協議連携しながら、各課横断的な利活用の検討を進め、あわせて議会とも協議等をさせていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので引き続きご意見等を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、豊住交流センターの利用方法につきましては、平成30年に示された中央教育審議会答申において、人口減少時代において、社会教育を基盤とした人づくりや地域づくりはますます重要となり、民間との協働により、地域活性化やにぎわいの創出が期待されていると言われていたことから、住吉地区及び豊里地区の自然環境のすぐれた地域性を生かし、地域住民と町外者の交流や民間との協力など、広い視点で検討をしていくことが肝要ではないかと考えているところです。

今後は、大空町総合計画や総合戦略の検討していく中で、町長部局とも連携しながら地域コミュニティの振興や地域活性化を資するような施設に出来るよう、町民の意見や議会からのご指導も賜りながら検討していきたいと考えております。

次に、3点目の両施設の老朽化による補修やメンテナンスの考え方についてのご質問ですが、女満別キャンパスにつきましては昭和53年12月に旧女満別町が建設し46年の年数が経過しております。耐震化工事に関しましては北海道教育委員会において、平成10年に校舎、平成16年に体育館をそれぞれ完了しております。また、体育館及び柔剣道場の屋根と外壁の一部に劣化等が確認されましたことから、町立高校移管前の令和2年に5,300万円の事業費により道教委による改修工事が実施されております。令和3年4月に大空町へ無償譲渡された際は、現状引渡しのため、校内照明器具のLED化まではなされておらず、ボイラー等の設備関係も旧式で、経年劣化が見られ故障等の際には適宜修繕対応を行っております。

一方、豊住交流センターについては鉄筋コンクリート造の施設として、平成7年から8年にかけて、体育館及び校舎を建設しており、今年で築25年の建物になります。国税庁が示す耐用年数は47年とされていることから、躯体としての堅牢さは問題ないと認識していますが、体育館及び校舎に雨漏りが確認されており、トイレなどの排水機能の低下している状況でございます。雨漏りに関しましては、地域の皆さん、利用者からご指摘を受けていたことから、今年の9月に建設課技師及び業者立会いのもと現状の確認を行いました。

体育館においては天窓のコーキングの劣化、校舎においては屋根の防水シートの劣化により、建物内部へ水が浸透していることが分かりました。また、当該施設は、農村部にあたることから風で舞い上がった畑の土や落ち葉がドレーンの排水機能を低下させていることも要因だと分かりました。専門業者に相談した中では、簡易的な補修では修復は困難との助言があり、原状回復のために工事費も高額になることから、財政的な協議が必要な状況となっております。

両施設の現時点での状況等勘案いたしますと、耐用年数の満了に近づいている女満キャンパスに関しては、教育委員会として大規模改修を行うまでの考えは至っておりませんが、築25年の豊住交流センターに関しては公の施設として広く利用していただく施設であることから、利用者の皆様に支障がないよう適宜修繕していく必要があると思っております。一方で、財政負担を伴う大規模な修繕に関しましては、計画的に進められることも大切だと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、私からの1点目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村まちづくり推進室参事。

◇まちづくり推進室参事 私のほうからは、同日行われました実証実験のプログラムの内容の詳細についてご答弁をさせていただきます。

当日は8名の方にご参加をいただきました。自然の中で過ごしたい人や自然の中で使える技術を身につけたい人に対して、有益なアクティビティーを実施、発信することで、関係人口の創出を図りたいと考えられました大空、遊ぶ、学ぶのアイデアから、ブッシュクラフト体験などに。また、大空町に少ない宿泊施設を増やすことで、雇用を創出し、卒業生など町を離れた人たちに戻ってきていただけるきっかけを創出する。そういったことを目的に考えられました廃校ホテルのアイデアから、廃校での宿泊や校庭でのバーベキューなどにそれぞれ運営者であります高校生が中心となって考えていただいたプログラムにそれぞれ参加していただいたところでございます。

以上です。

◇議 長 平田生涯学習課長。

◇生涯学習課長 私から、道立高校から町立高校へ移管となりました女満別キャンパスの令和3年4月から現在までの利用状況につきましてご答弁を申し上げます。

女満別キャンパスにつきましては1学年2クラスの普通科の校舎として整備され、普通教室が6室、音楽室や家庭科室などの特別教室が8室、そのほかに校長室や職員室、事務室、保健室及び体育館、柔剣道場など鉄筋コンクリート造り二階建て延べ床面積は4、081平方メートルの建物となっております。

令和3年4月から現在までの利用状況につきましては、令和3年度は道立

高校の入学生徒である普通科の２年生、３年生の全授業を。令和４年度は、普通科の３年生の全授業を。町立高校移管後の令和５年度は、毎週金曜日の１校時から６校時おおむね午前９時から午後３時まで、総合学科１年生３４名の数学、理科、家庭、保健体育の授業をそれぞれ行われております。

また、体育館、柔剣道場及びグラウンドを中心に令和３年度から学校開放事業として、多くの町民、団体等の方々にご利用いただいております。定期利用団体として、大空町空手道協会が週５日、大空町剣道連盟が週１日、女満別龍舞隊が週２日、大空リトルシニアが週２日、それぞれ利用いただいております。

また、不定期の利用団体として大空陸上競技協会、女満別野球少年団、女満別及び東藻琴中学校両野球部並びに大空町盆踊り女満保存会の練習等にそれぞれご利用いただいている状況でございます。最近の大きな利用では、７月２６日に国内男子バレーボールリーグの北海道イエロースターズと東レやアローズ静岡の両チームが遠路来町いただき、小中学校生への技術指導や親善試合にご利用いただいたところでございます。

以上、施設の概要、他利用状況につきましてご答弁とさせていただきます。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 私からは豊住交流センターの利用状況についてご答弁申し上げます。

当該施設の設置目的は、町民相互または町外者との交流、さらには芸術文化及びスポーツの振興の拠点として位置づけた社会教育施設であり、さらには選挙の投票所や地域コミュニティーの拠点としてご利用いただいているところでございます。施設概要としましては、小学校の校舎であったことから、従来の教室を交流室として位置づけ、調理室や音楽交流室または多目的ホールやアリーナも含め全体で２，４９０平米の鉄筋コンクリート造の施設でございます。

令和５年度の施設利用者は１，３７９名、そのうち１，３７５名がアリーナの利用であり、その多くが体育振興による利用となっております。近年の利用実績は、令和４年が１，８１５名、令和３年度が１，３８０名となっており、いずれもその多くがアリーナの利用となっております。令和５年度の具体的な利用実績は、総合型地域スポーツクラブの活動として、週に１回程度豊住バドミントン少年団の練習に利用されており、不定期ではありますが卓球にも使われております。

また、例年９月に行われる豊住ふるさと祭りの際は、地域の方が主体となって施設全体をご利用いただいております。

当該施設の年間の管理費用は決算ベースでおおむね１，４００万円程度、主な内容としては施設管理委託料が８５０万円、燃料費及び光熱水費が３５０万円となっております。毎年行うメンテナンスに関しましては、暖房機の保守点検やアリーナの赤外線ヒーターの点検、浄化槽の清掃、ワックスがけなどなどを行っておりまして年間で約１００万円程度の額となっております。

また、近年の軽微な補修工事は、令和４年度は赤外線ファンヒーターの取替えやフラッシュバルブの交換など、総額で７１万５，０００円。令和５年度は漏水工事やボイラーの修繕、温水器の修繕など２２万５，０００円となっております。施設の概要についての説明とさせていただきます。

◇議 長 森賀議員の一般質問中ですがここで昼食のため休憩とします。
再開は午後１時とします。

(休憩 午前１２時０７分)

(再開 午後 １時００分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第５、森賀祐司議員の一般質問を続けます。
４番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 小項目１については了解いたしました。

続きまして小項目２につきまして、プロトオオゾラについては、大空町の関係人口の創出のためには有効な方法になりうる提言だと考えております。

また、今回質問させていただいた二つの施設の有効利用にもつながるものだと考えていますので、すぐに実現が出来なくても、町長が言われている社会実装に向けて、ぜひとも進めていっていただきたいものだと考えております。この点について町長の考えをお聞かせください。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 森賀議員の再質問にお答えしたいと思います。

関係人口の創出、拡大の取組については、大空町の認知度向上、移住定住の促進、そしてその先には、消滅可能性自治体からの脱却という大きな課題解決につながる重要な取組であると、そのように認識しております。

そうした中で、今回のこのプロトオオゾラの提言にあった廃校ホテルにつきましては、実現は正直なかなか厳しいものであるかなと思いますけども、ただ今回の実証実験の課題等を十分に精査していき、今後の可能性を模索していかなければならないのではないかと、そのように考えております。このプロトオオゾラの子供たちが政策提言していただいた中で、私の発言として今後この提案いただいた、政策の社会実装に向け企業などとも協働しながら、どう実現できるかを考えていく必要があるとお答えさせていただきました。政策提言したから、それを町は必ずやらなければならないような押しつけのものではなく、町民皆さんで考えていかなければならないものと考えております。大空町が保有する、物的、人的資源を幅広く活用し、関係人口の創出拡大に向けた取組を、企業などとの協働も念頭に置きながら模索してまいりたいと考えているところであります。

◇議 長 4 番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、4 番。ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

続きまして（3）についてですけれども、財源が大変厳しいのは承知しております。ですけれども豊住交流センターの傷み方が激しくなっておりますので、必要となったときに建物が使えなくなることがないように保守管理のほうよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 再質問に対してご答弁申し上げます。

私も平成19年から豊住小学校の教頭として赴任し、地域の方のご協力を得て、学校運営を行ってきたところであり、当時から住吉地区及び豊里地区の皆様が学校に強い思いを寄せていただいていたことは十分理解しているところでございます。

また、柔道合宿の際にも地域の皆様から野菜などの多くの差し入れや支援をいただいております、この場を借りて改めてお礼申し上げますとともに、まさに地域コミュニティの拠点として役割を担ってきた施設だと認識しております。

先ほど、この施設の雨漏りに対するご答弁を申し上げ、財政的な面からの協議が必要であると申し上げましたが、地域の皆さんからのご要望は教育委員会として重く受け止めているものであります。一方で、豊住交流センターの利用状況につきましては、担当の説明にもあったとおり、その多くがアリーナ利用者であることから、体育館の修復工事を先行して行うなど、財政負担の平準化を図る必要もありますので、町長部局とも協議しながら利用者の支障にならないよう努めてまいりたいと思っています。

以上再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇森賀議員 終わります。

◇議 長 これにて森賀祐司議員の一般質問を終了します。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、2 番、川村淳議員の一般質問を許します。

◇川村議員 はい、2 番。通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは大空町の除雪についてということで2点ご質問いたします。

これから本格的な冬となりまして先日、除雪計画もお示しいただいたところではございますが、本町でも除雪作業が本格的に稼働する時期となっております。ここ数年の課題としてこの除雪の問題だけではないのですけれども、若手の人材確保及び人材の育成というものが急務となっております。人口減少に伴う人材の確保は非常に難しいものと考えておりますが、やはり今後を考えると非常に大切な問題であると認識しております。

これは除雪センター以外にも民間の建設業者様が、地域貢献の一環として

冬季間の仕事の無い時期に、有償ではありますが、町内の各施設の除雪等々を行っております。これは公共施設であったり、お寺であったり、もしくは民間も含めて除雪を行っておりますけども、こういった業者の中でも、同様の課題が起こっております、今後10年先を見据えたときに大きな不安を抱えているところでもあります。このことから、次の2点について町の見解をお伺いいたします。

一つ目、町内除雪センターの人員確保と体制の状況と今後について。

除雪に対応する人材の確保は非常に難しくなっていると感じております。今はまだ現状として体制が維持して行けているということを伺っておりますけども、このままでは、やはり人員が不足になるというところを危惧しております。町としてそういう状況にならないように、今から対策を検討して備える必要があるのではないかと考えておりますが、町としてどのように考えているのかお伺いいたします。

二つ目、公共施設等における今後の除雪体制についてということで、公共施設といいましても指定管理に出されている施設、特に特養だったり、道の駅だったり等々の除雪は町内の業者が現在直接請け負って行っている状況があります。そういった建設業者の中でも高齢化によって、まず事業を継続出来ない状況が見られておまして、昨年なども事例が起きていましたけども、そういった請け負っている事業者が、除雪を受けることが出来ないというような状況も現在出ておまして、今はどうにか町内の業者さんが力を合わせて、手分けをしてカバーをしているところではございますけども、今後やっぱりそういった状況で廃業する業者が増えることも考えられまして、こういったときに、除雪の対応というものを、町としても考えていかなければならないのかなと思っております。やはり町民の生活に直接的に影響が出ると考えると、今後やはり町としても、その対応をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

以上2点よろしくお伺いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 川村議員の一般質問にご答弁申し上げます。

1点目の町内除雪センターの人員確保と体制の現状についてであります。

現在、除雪センターの体制については、2名の職員とフルタイムの会計年度任用職員8名が、そして、冬季間のみのパートタイム職員が24名で、除雪作業を行っております。除雪作業には多くの人員が必要になりますので、パートタイム職員の確保は不可欠なものであります。パートタイム職員の確保については、大半の方は除雪作業を経験している毎年同じ方をお願いし従事していただいているのが現状ですが、欠員が出る場合などもあり、人員確保には大変苦慮していることから、早い段階からパートタイム職員の確保に取り組んでいるところです。

一方で、フルタイムの会計年度任用職員や町職員についても、高齢化が進んでおります。除雪作業を担っていただける方はいないか、情報を集めるととも

に、そういった人材が見つければ、積極的に採用し、技術継承など人材育成を進めていきたいと考えております。

2点目の公共施設等における今後の除雪体制についてであります。特別養護老人ホーム、これにつきましては、社会福祉法人が運営されている施設でございます。町の施設ではない、公の施設ではありませんので、指定管理施設ではございません。現状、公共施設の除雪は、役場直営で実施しているところばかりではなく、指定管理者自らが建設業者等の民間に委託している箇所が多数あるものと思います。今後、民間において人員不足等により、除雪の委託が出来ないとなれば、各施設の職員が対応するほか、職員で対応出来ない場合には、役場の直営で実施していかなければならないものと考えております。

以上1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 はい、2番。町長ありがとうございます。すいません、特養につきましては訂正をさせていただきます。

まず1点目の再質問ですけれども、単純に人員を確保するという事の部分につきましては、やはりある程度魅力のある労働条件というのが必須なのではないかなと考えております。簡単に言いますと賃金を上げるなどの模索しかないのかなと考えておりますが、町長どのように考えているのかお答えいただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 再質問にご答弁申し上げたいと思います。

昨今の人員不足、これは町だけではなく、様々な民間企業においても同じであろうかと思っておりますけれども、その人員不足を補うに当たって、やはりその賃金、報酬というのは一番重要な要素であるのかなあという認識は持っているところであります。そういったことで町としても、今後も安全な道路、そういった環境を維持していくため、さらには将来に向かって、持続的な持続可能な体制の確保をしていくためには、やはり賃金というところもしっかり考えていかなければならないと考えているところであります。

今回の本定例会に提出している議案に、職員給与に関する条例の一部改正がございます。お認めいただければ、これにより、除雪の職員も賃金が上がるという仕組みとなっております。ただ、このことが十分かといえ、そうではないと思います。この改定を踏まえた上で、民間事業者との比較検討などを行ってまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 はい、2番。ありがとうございます。

今、町長がおっしゃるように職員の給料に関しては、この後の議案の中で承

認できれば賃金が上がるということになるのですけども、職員のやはり給与を、賃金だけではなくて季節雇用をしているパートの労働者の部分につきましても再度検討をしていただいて、人材の確保に努めていただければなと思っております。

町長のおっしゃるとおり、財源の都合も非常に厳しい財源の財政状況だと思えます。ただやはりその中でも賃金だけでどうにかなるわけでもありませんが、夜中の作業でしたり、悪天候での作業など、過酷で重労働の作業を行っておりますので、それに伴う対価というのは必要な重要な魅力であると考えております。この季節労働者につきましても近隣の状況を踏まえて、十分に検討していただきたいと思えます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 季節雇用の部分でございますけども、パートタイムというところで言いますと、今回の雇用給与の改定に伴って、一応こちらのほうも時間の単価や、そういったところは上がっていく仕組みとなっております。ただ、それも、やはり先ほども申しましたように、近隣の状況を踏まえて働いていただかなければ、安全、安心な道路の確保というのが冬季間において難しくなっておりますので、そういったことも念頭に入れていきたいと考えております。

また、実は一方で、今年度開発が行う国道の道路整備事業ですけども、通常除雪機械というのは運転士と横にもう1人乗って2名体制で除雪を行うというのが通例ですが、今のDXを活用して、運転士だけで除雪が出来ないかという実証実験を行うように聞いているところであります。そういった運転者1人で、除雪が行えるということが出来てくれば、町のほうも、今2名体制で行っている1台2名体制で行っている除雪を、1名で行えるような、そんな、この人口減少の中にあって、どう行っていくかというところをしっかりと検討しながら今後も進めてまいりたいと考えております。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 はい、2番。町長ありがとうございます。是非、開発局の実証実験手を挙げて、この町でも早く実証できるように進めていただければと思います。

続いて2番目の部分の再質問をさせていただきたいと思えます。

民間の事業者も役場もどちらも対応出来なくなる。町民に不便を強いることにならないように対応を考える必要があると思えます。今まだ対応出来ているかもしれませんが、やはりそう遠くない5年先、10年先の将来を見据えますと、民間事業者と役場が相互に協力をして、効率的な除雪体制を整えていく必要があると考えていますけども、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思えます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 2点目の再質問にお答えしたいと思います。

除雪に限らず、人員不足の問題というのは、非常に難しい問題だと感じております。これで大丈夫と言える解決策は、現状のところ、見当たらないというところではありますが、民間事業者との協力体制の構築というの、今、川村議員からお話あったように、一つの解決策であるのかなとは思っております。

過去、大空町におきまして、平成22年度から平成30年度までの9年間、町の除雪だけではなく、夏場の道路維持等について、建設業協会で作っていた総合管理協同組合というところに指定管理をして行ってきたところがございます。そこは9年間で終わってしまいましたけども、今後、新たに民間事業者と何らかの協力関係が構築できるのかそういったことも検討していかなければなりませんし、それ以外のこと、様々なことを検討しながら、実現可能なところから取組を進めてまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 はい、2番。町長おっしゃるとおり以前組合でそういった部分を民間で引受けていたという経過もございます。機械や労働力も、もちろん備えておりまして、こういったリソースをうまく活用することが問題解決につながるのではないかなと考えております。簡単なことではないと思っておりますけども、こういったことも踏まえて、是非取り組んでいただきたいと思います。質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 民間企業には、当然建設機械や、労働力といったものもあるというものは認識してございます。この、資源というものは、やはり大切な資源でありますので、そういったところをうまく活用できるように、建設業協会や、そういったところと今後も協議していく機会を設けていきたいなど、そのように思います。

しかしながら一方で、町で、除雪のこの期間必要だから、人を何とか手配出来ないか、機械を何とか出来ないかといったときに、うまくマッチングすればいいですけども、なかなか難しいという場面も多々あるかと思います。いろいろ多分課題というのはたくさんあるかと思いますけども、一番は町民の生活、冬季間における生活に支障のないようにしていかなければならないということが大切であると思っておりますので、しっかり行政だけじゃなく、町民、そういった企業の力も借りながら、町民の生活に支障のないように今後も進めてまいりたいと思っております。

◇川村議員 終わります。

◇議 長 これにて、川村淳議員の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
大変お疲れ様でした。

(散会 午後 1 時 2 2 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 2 月 3 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 上 地 史 隆

署 名 議 員 松 岡 克 美

令和 6 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 6 年 1 2 月 1 7 日
- ・ 開 会 令和 6 年 1 2 月 1 7 日
- ・ 閉 会 令和 6 年 1 2 月 1 8 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
まちづくり推進室長		建設課参事
まちづくり推進室参事		住民福祉課長
まちづくり推進室参事		総務課主幹
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和6年第4回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和6年12月18日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 認定第1号から認定第8号までについて（決算審査特別委員会審査報告）
- 日程第3 議案第67号 工事請負契約の変更について
- 日程第4 議案第68号 公の施設の区域外設置及び網走市の公の施設を使用することに関する協
議について
- 日程第5 議案第69号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第70号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第71号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第72号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第73号 大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 日程第10 議案第74号 大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第75号 大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第76号 大空町東藻琴診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第77号 令和6年度大空町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第78号 令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第79号 令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第80号 令和6年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第81号 令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第82号 令和6年度大空町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 発議第15号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制
定について
- 日程第20 発議第16号 大空町長の専決処分事項の指定について
- 日程第21 発議第17号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策
の実現を求める要望意見書
- 日程第22 報告第15号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	福田由佳
会計管理者	井上透	産業課長	林敏美
総務課長	篁充清	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	笠井進一	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	中村綱希	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	村山修
--------	------	---------	-----

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	見延洸太
------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和6年12月18日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 6 年第 4 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、11 番、齋藤宏司議員及び 1 番、大泉知功議員を指名します。

◇議 長 この際諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 11 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し許可を得ておりますので、ご了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 認定第 1 号から認定第 8 号

◇議 長 日程第 2、認定第 1 号、令和 5 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 8 号、令和 5 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件を一括議題とします。

本件は、令和 6 年第 3 回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長。岩原繁議員。

◇岩原委員長 改めておはようございます。

決算特別委員会における審査の結果について報告いたします。議会提出議案の 1 ページ及び 3 ページをご覧いただきたいと思います。

令和 6 年第 3 回大空町議会定例会において設置され、当委員会に審査の付託がありました事件は、認定第 1 号、令和 5 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第 2 号、令和 5 年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 3 号、令和 5 年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 4 号、令和 5 年度大空町介護保険事業勘

定特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 5 号、令和 5 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 6 号、令和 5 年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 7 号、令和 5 年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 8 号、令和 5 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての 8 事件であります。

去る 10 月 16 日、当議会議事堂におきまして、審査のための特別委員会を開催し、町長をはじめ関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 事件すべて原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第 77 条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件を一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがってそのように決定します。

これから認定第 1 号、令和 5 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 8 号、令和 5 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件を一括して採決します。

お諮りします。認定第 1 号から日程第 8 号までの 8 件の決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この 8 件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号、令和 5 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 8 号、令和 5 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件については、認定することに決定しました。

◎日程第 3 議案第 67 号

◇議 長 日程第 3、議案第 67 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書 1 ページでございます。議案第 67 号、工事請負契約の変更について。

令和6年6月21日に議決された工事請負契約の締結についての一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。令和6年12月17日提出、大空町長、松川一正。

記。1、契約の目的、橋梁補修工事。

2、契約の金額、変更前、7,533万9,000円。変更後、8,633万9,000円。

3、契約の相手方、大空町女満別東陽3丁目3番8号、吉井建設株式会社、代表取締役、渡辺忍。

この契約につきまして、内容の説明を行いますので、定例会参考資料の1ページをご覧ください。工事請負契約の変更についてです。

1、工事名、橋梁補修工事。契約金額、変更前、7,533万9,000円、変更後、8,633万9,000円で、1,100万円の増額です。工期、令和6年6月二七日から令和7年2月28日までで、変更はございません。請負者は、吉井建設株式会社、代表取締役、渡辺忍です。工事概要についてですが、網走川に係る豊郷橋の補修工事としまして、全体橋長が301メートルのうち豊里側の4径間137.4メートルの補修工事を実施するものです。工事としましては、ひび割れ補修工一式。橋梁塗装工1,570平米。橋梁足場工一式。橋梁防護工、1,590平米です。

2、変更内容については、(1)鋼桁の塗替塗装時に発生するサンドブラスト廃材の回収、積込工の増です。これにつきましては、既存の劣化した塗装を除去する際にサンドブラストという作業をしますが、その際に発生する砂を同時並行的に回収する作業を追加するものです。

(2)産業廃棄物の処分量の確定による処分費の確定です。

(3)除雪工の減につきましては、当初、工事が積雪期間にかかるものと考えておりましたが、工事の進捗状況から、除雪の必要性がなくなったため減額するものです。

これらの変更により、議決をいただいております工事請負金額の変更が必要となったものです。

以上、説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論は終わります。
これから議案第67号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 7 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 6 8 号

◇議 長 日程第 4、議案第 6 8 号、公の施設の区域外設置及び網走市の公の施設を利用することに関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書 3 ページでございます。議案第 6 8 号、公の施設の区域外設置及び網走市の公の施設を利用することに関する協議について。

地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、大空町の公の施設を区域外に設置すること及び大空町の住民が網走市の公の施設を利用することについて、下記のとおり網走市と協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。令和 6 年 1 2 月 1 7 日提出、大空町長、松川一正。

記。1、大空町が区域外に設置する公の施設の名称。大空町簡易水道施設のうち次に掲げる施設。

(1) 網走市導水管の分岐部から大空町への連絡管及びこれに付随する施設。

2、大空町が設置する公の施設の場所、網走市字中園 7 5 1 番外。

3、大空町が利用する公の施設、網走市水道施設のうち次に掲げる施設。

(1) 第 1 水源及びこれに付随する施設。

(2) 第 3 水源及びこれに付随する施設。

(3) 第 1・第 3 系導水管及びこれに付随する施設。

4、大空町が利用する公の施設の場所、網走市字稲富 6 6 2 番 6 外。

次のページをお開きください。5、設置及び利用の目的、水道施設の共同化により網走市から原水の供給を受け、女満別地区の水質改善及び相互の経営効率化を図るため。

6、経費の負担、大空町が設置する公の施設に関する費用は、大空町の負担とし、大空町が利用する網走市の公の施設の建設費及び維持管理に要する費用の負担については、計画流量比により大空町が網走市に負担金として支払う。

協議の内容について説明しますので、定例会参考資料の 3 ページをご覧ください。公の施設の区域外設置及び網走市の公の施設を利用することに関する協議関係位置図になります。

現在、網走市の水道水源が東藻琴地区に 3 か所存在しております。そしてそこから網走市内へ水を送る管路が東藻琴から網走につながっております。この管路の途中から女満別地区へ連絡管を整備し、女満別地区へ水を送るというものです。

図面の右下のほうに網走市の水源を記載しております。水源は3か所ありますが、そこから網走市内へは2系統の管路で水を送っています。図面の中段やや上に分岐か所として、網走市中園と旗揚げしております。

今回、大空町として、網走市の施設を利用させていただくのが水源としては第1水源と第3水源となり、管路については網走市第1、第3導水管のうち、水源から網走市中園の分岐箇所までの約20キロの区間になります。

次に、網走市字中園から女満別地区の昭和浄水場までの区間について、新たに連絡管を整備し水の供給を受ける考えですが、この区間のうち約3.2キロが網走市の行政区域になります。これらの管路整備のほか、昭和浄水場での改造の完了後に供用可能となります。

網走市とは1日あたり1,000立米の水の供給を受けることで協議を進めております。この水量については、現状で昭和浄水場の必要水量の100%を賄うことが出来るものではありません。今後の使用水量の減少や漏水等により失われている水量を抑えることで、おおむね平常時の水量として賄うことが可能な水量と考えております。

また、緊急時の対応を考えた場合、複数の水源を確保しておく必要があり、そのためには既存の水源や浄水処理を続ける必要があるため、既存施設の一部を存続させ併用していく考えです。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。1点確認させていただきたいと思います。

計画流量費、また、網走の公の施設の建設及び維持管理に関する費用、大空町の分担に対して負担をするということでありましたが、1,000立米ということもお聞きしましたが、今後、実際に負担金とかも含めて概算で結構なので、どのような計画で進めていくのか大まかなもので構わないので、そこを教えてください。あと概算でどれぐらいかかるのかなど、そんなことも含めて1点確認させていただきたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時20分)

(再開 午前10時21分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を続けます。山本建設課参事。

◇建設課参事 上地議員のご質問にお答えします。

まず、概算事業費の部分になるのですが、整備としましては連絡管の整備、

あと浄水場の改造等ございます。おおむねで、連絡管の整備としましては約13億円、浄水場の改造としましては約3億円程度の概算を見込んでおります。

また、網走市への負担金についてですが、計画流量比ということで、網走市が日あたりの水量が1万立米で、大空町が1,000立米ということになりますので、11分の1が大空町の負担、約9%程度になります。そして網走市へ支払う負担金については、今後、20年間の平均としまして年間で約360万円になると見込んでおります。

以上です。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 実際に概算とか金額についてお聞かせをいただいて、実際に網走市の11分の1負担ということで、360万円ほどということも確認をしましたが、その中で実際に長きにわたり地域住民の方が求められたものもありますから、供用開始はどれぐらいになるのか、その1点確認させてください。

◇議 長 山本建設課参事。

◇建設課参事 供用開始の時期についてですが、いろいろ不確定要素たくさんございますが、現時点としまして令和12年度を供用開始の目標としております。その考え方としましては、今回、この議案についてお認めいただければ、令和7年度には女満別地区のほうの水道事業の事業認可の変更を行い、そして2年程度かけ実施設計、それと若干平行したような形で管路の整備工事を3年程度で仕上げたいと、そういう考えのもと最短で令和12年を目標に進めてまいりたいと考えております。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。不確定要素があることをお聞かせいただきました。供用12年ということでございますが、ぜひ支障がないようにしっかりと滞りなく行えるように網走市とも協議をしながら進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

◇議 長 山本建設課参事。

◇建設課参事 ありがとうございます。町民の皆さんが長くの間求めていたことは十分承知しておりますので、そのことを十分肝に銘じて事業を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

◇上地議員 質問終わります。

◇議 長 ほか質疑はありませんか。

6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 すいません 1 点だけ確認させてください。

今の説明で昭和浄水場も、いわゆる改修費、改造費 3 億円ぐらいかかるという説明のように伺いました。それから供用開始した後も結局水量的には 1, 0 0 0 立米で間に合うのですけども、ただその併設、併用して、この浄水場で使うという説明を受けたと聞いているのですけども、お聞きしましたその当時にいわゆる浄水場の中のどのように改修して、また、その水源を新たに確保、今までの水源は確保しておくと言って併用して使うということになれば、既存の井戸からも汲み上げた部分についての処理というか、そういった部分というのはどのようなになるのか。それも含めた中の改修費、改修予定費 3 億円ということなののでしょうか。そこだけちょっとお聞かせください。

◇議 長 山本建設課参事。

◇建設課参事 岩原議員のご質問にお答えします。

今の既存の昭和浄水場自体は 2 系統に分かれていまして、平成元年からの施設、そして平成 1 5 年に増設した施設ということで 2 系統に分かれていまして、そのうち古い側、平成元年に建設している部分を完全に停止したいと考えております。一方、少し新しい平成 1 5 年に増設した施設については、今後使っていくということでございます。そして水量的な問題としましては、今時点の実際の排水量、平常時の排水量というのは、昭和浄水場では大体 1 日あたり 1, 5 0 0 立米ぐらいの水が流れておりまして、そこから、網走市から 1, 0 0 0 立米をいただければ約 5 0 0 立米が不足することになるのですが、その中でも漏水だとかを減らしていけば、おおむね 3 0 0 立米ぐらい 1 日あたり減るものと考えております。そして、今後の人口減少等を考えると最終的には概ね 1, 0 0 0 立米ぐらいでまとまるものだというように今見込んでいるところですが、ただそれまでの間につきましては、網走市から来る分、そしてもともと昭和浄水場で作っていた分、古い施設側で作っていた分の水はなくなるのですけど、新しい施設で作っていた側の水については併用して使うこととなります。

以上でございます。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、ありがとうございます。ちょっと単純に考えて網走市のきれいなお水が、おいしい水が来る。もともと女満別の昭和浄水場の水、いろんな水質状態の部分できちんと処理をして、結局一般家庭に排出しています。網走から来た水と 5 0 0 足りない分を混合されて結果的には一般家庭に入ることでの理解になるのですか。全部がいずれはほぼ全部という目標があ

るのか、それともこのままずっと続くのか、そこだけちょっとお願いします。

◇議 長 建設課参事。

◇建設課参事 当面はどうしても混ざった状態になった水になります。ただ、将来的には全て網走市からの水で賄えることになるだろうと考えております。ただ一方では、1箇所の水源にしてしまうと、もし災害とかがあって、例えば連絡管が何らかの事故によって破断してしまったりとかすると、女満別地区側が全て断水になるとかそういうようなことにもなりかねませんので、そういう部分を考えて、どうしても既存の施設を残しておいて、非常用として使っていくほうが安全であるだろうと考えております。ですので、若干でも既存の施設は動かしていきたい、稼働させた中で運用していきたいと考えております。

◇岩原議員 終わります。

◇議 長 ほか質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第68号、公の施設の区域外設置及び網走市の公の施設を利用することに関する協議についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第68号、公の施設の区域外設置及び網走市の公の施設を利用することに関する協議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第69号

◇議 長 日程第5、議案第69号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山本住民福祉課長。

◇住民福祉課長 議案書5ページをお開き下さい。議案第69号、指定管理者

の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。令和6年12月17日提出、大空町長、松川一正。

記。1、施設の名称等、大空町東藻琴383番地の31、大空町東藻琴診療所。

2、指定管理者の名称等、大空町女満別西4条4丁目1番29号、医療法人社団双心会、理事長、加藤秀和。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

大空町東藻琴診療所につきましては、町民の健康保持に必要な医療を提供するため及び町民の公衆衛生の向上と健康の保持推進に資することを目的として、平成13年4月から旧東藻琴村で東藻琴村国民健康保険診療所として、現在は障害者福祉センターちあふるがあります場所に開設され、平成19年3月からは東藻琴B&G海洋センターの裏となります現在の場所において開設されている施設でございます。

この施設につきましては、平成22年度から指定管理者制度を導入いたしまして、本年で3期15年目を迎えております。本施設の指定管理者としましては、制度導入当初から医療法人社団双心会が管理運営を行っておりますが、毎年実施されておりますモニタリング評価においても、地域に根ざした安心できる医療サービスが提供されていると言う事で、高い評価を受けているところでございます。

現行の指定管理期間につきましては、本年度末の令和7年3月31日をもって満了となりますことから、10月4日開催されました第4回指定管理者選定委員会において指定管理者の指定についてご審議頂きました。その結果、本施設の管理に実績があり、その実績に基づいて蓄積された管理運営技術や専門的医療技術等の経営資源を活用することにより、本施設の設置目的を効果的かつ効率的に実施される事が期待できることとして、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定に基づき、公募によらない指名が適当であるとのご意見を頂いたところでございます。

10月22日に医療法人社団双心会から募集要項に沿った指定申請書及び関係書類の提出をうけまして、11月7日開催の第5回指定管理者選定委員会におきまして、医療法人社団双心会が継続して管理する事が適当である、との答申を経て、令和7年度からの指定管理者候補者として選定したものでございます。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、定例会参考資料5ページに関係資料を添付しておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第69号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第69号、指定管理者の
指定については、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時37分)

(福田議員退室)

(再開 午前10時38分)

◇議 長 休憩前に引続き会議を続けます。

◎日程第6 議案第70号

◇議 長 日程第6、議案第70号、指定管理者の指定についてを議題と
します。

本案について提案理由の説明を求めます。村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書7ページをお開きください。議案第70号、指定管
理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり
指定したいので、議会の議決を求める。令和6年12月17日提出、大空町長、
松川一正。

記。1、施設の名称等、大空町女満別西3条3丁目1番地の1、大空町女満
別研修会館。大空町女満別西3条3丁目1番地の1、大空町女満別ゲートボー
ルセンター。

2、指定管理者の名称等、大空町女満別西3条4丁目1番11号、一般財団
法人、大空町青少年育成協会、会長、福田淳一。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

大空町女満別研修会館につきましては、町民の学習活動の振興と生活技術の習得など、住民福祉の増進に寄与することを目的として昭和４７年８月に設置された施設でございます。

また、大空町女満別ゲートボールセンターは、町内のゲートボール等のスポーツの普及振興を図ることにより、町民の生活の向上に寄与することを目的に昭和４９年３月に設置された施設でございます。

両施設は条例上別の施設として位置づけられておりますが、渡り廊下で接続されており一体的に管理することにより施設の利用効率を発揮させることが出来、管理経費の節減を期待できることから、両施設を一体とした指定管理による施設運営をしようとするものでございます。

指定管理者の指定手続にあたりましては、大空町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例第２条に基づきまして公募を行った結果、一般財団法人大空町青少年育成協会から応募があったところでございます。一般財団法人大空町青少年育成協会につきましては、これまでも両施設の指定管理者としての実績があり、施設の目的に沿った事業の展開による生涯学習の振興と安全を考慮した安心な施設管理が見込まれることから、指定管理選定委員会の審査を経て、候補者として選定をしたところでございます。

また、指定の期間につきましては、管理内容から見て、維持管理や施設管理が中心業務となることから、指定管理者制度の実施に関する指針に照らし合わせて３年の期間としたところでございます。

なお、審議にあたり、議会定例会参考資料の７ページと８ページに関係資料を載せてございますのでご覧いただきたいと思います。

以上、提案の説明とさせていただきますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第７０号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第７０号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 10 時 42 分)

(福田議員入室)

(再開 午前 10 時 42 分)

◇議 長 休憩前に引続き会議を続けます。

◎日程第 7 議案第 71 号

◇議 長 日程第 7、議案第 71 号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篁総務課長。

◇総務課長 議案書 9 ページでございます。議案第 71 号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 6 年 12 月 17 日提出、大空町長、松川一正。

11 ページは改正条文です。内容につきましては、議会定例会参考資料にて説明させていただきますので、参考資料 9 ページをお開き願います。

大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要です。このたびの改正は民間と国家公務員の給与格差を是正する人事院勧告を踏まえ、特別職期末手当の支給割合を引き上げるものです。令和 6 年度期末手当 6 月期は既に支給済みでありますことから改正はありません。12 月期は 2.25 月を 2.35 月に改め、0.1 月分引上げます。

施行期日は公布の日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用します。令和 7 年度からは、6 月期と 12 月期の支給割合を均衡にするためそれぞれ 2.30 月に改め、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。10 ページから 11 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第71号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第72号

◇議 長 日程第8、議案第72号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。埴総務課長。

◇総務課長 議案書13ページです。議案第72号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年12月17日提出、大空町長、松川一正。

15ページから28ページは改正条文です。内容につきましては議会定例会参考資料にて説明させていただきますので、参考資料13ページをお開き願います。

大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正概要です。このたびの改正は、民間と国家公務員の給与格差を是正する人事院勧告を踏まえ、職員の給与を改定するものです。

給料、別表第1、行政職給料表については、民間との比較で、公務員の給料が下回っていることから、平均で3.0%、大卒初任給2万3,800円、高卒者を2万1,400円に引上げ、若年層に重点を置いた給料表の引上げ改定です。施行期日は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

また、若年中堅優秀者の早期昇格時の給与を改善するため、3級以上の初号近辺の号俸を削除し、初号の額を引き上げる改定を行い、令和7年4月1日から施行します。

扶養手当については、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当の月額を段階的に引上げます。

令和7年度は、配偶者に係る扶養手当を月額6,500円から3,000円に引下げ、子に係る扶養手当を月額1万円から1万1,500円に引上げます。施行期日は令和7年4月1日です。

令和8年度、配偶者に係る扶養手当を月額3,000円から0円にし、子に係る扶養手当を月額1万1,500円から1万3,000円に引上げます。施行期日は令和8年4月1日です。

通勤手当については、交通機関等に係る通勤手当額の支給限度額を5万5,

000円から15万円に引き上げます。施行期日は令和7年4月1日です。

管理職員特別勤務手当については、平日深夜の支給対象時間を午前0時から午前5時までを午後10時から午前5時までに改めます。施行日は令和7年4月1日です。

期末手当につきましては、一般職員の令和6年度6月期は既に支給済みでありますことから改正はありません。14ページです。12月期は1.25月を1.275月に改め、0.05つき分引き上げ、施行日は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

令和7年度からは、6月期と12月期の支給割合を均衡にするためそれぞれ1.25月に改め、令和7年4月1日から施行します。

暫定再任用職員、定年まで再任用短時間勤務職員は、令和6年度6月期は既に支給済みでありますことから改正はありません。12月期の期末手当を0.7125月に改め、施行日は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

令和7年度からは、6月期と12月期の期末手当をそれぞれ0.70月に改め、令和7年4月1日から施行します。

勤勉手当につきましては、一般職員の令和6年度6月期の改正はなく、12月期の1.025月を1.075月に改め、0.05月分引き上げ、交付の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

令和7年度からは、6月期と12月期をそれぞれ1.05月に改め、令和7年4月1日から施行します。

暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員は、令和6年度6月期は既に支給済みでありますことから改正はありません。12月期を0.5125月に改め、0.025月分引き上げ、施行日公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

15ページです。令和7年度からは、6月と12月の勤勉手当をそれぞれ0.50月に改め、令和7年4月1日から適用します。

寒冷地手当については、世帯主で扶養親族のある職員で、支給月額を2万6,380円から2万9,400円に。その他の世帯主である職員は、月額1万4,580円から16,200円に。その他の職員を月額1万3,400円から1万1,500円に改め、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に、住居手当及び寒冷地手当を支給することとします。施行期日は令和7年4月1日です。

16ページから35ページは新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第72号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第72号、大空町職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決
されました。

◎日程第9 議案第73号

◇議 長 日程第9、議案第73号、大空町会計年度任用職員の給与及び費
用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。埴総務課長。

◇総務課長 議案書29ページです。議案第73号、大空町会計年度任用職員
の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年12月17日提出、大
空町長、松川一正。

31から33ページは改正条文です。内容につきましては議会定例会参考
資料にて説明させていただきますので、参考資料37ページをお開き願いま
す。

新旧対照表です。職員の給与に関する条例の改正を踏まえ、会計年度任用職
員の給料表を改正するものです。人事院勧告による職員の給料表改正と同様
に別表第1に規定する給料表を改めます。

40ページを開きください。附則としまして、この条例は公布の日から施行
し、令和6年4月1日から適用します。

第2項は、改正後の大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例により支給された給与
等は改正後の条例の規定による給与等の内払いとするものです。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいま
すようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第73号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第73号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第74号

◇議 長 日程第10、議案第74号、大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 議案書35ページでございます。議案第74号、大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年12月17日提出、大空町長、松川一正。

議案書37ページから43ページにつきましては、改正文となってございます。提案理由及び改正内容の説明につきましては、大空町議会定例会参考資料41ページから50ページまでの新旧対照表によりご説明申し上げます。

本案につきましては、平成21年10月19日に制定しました使用料、手数料の設定方針に基づき、公の施設の使用料及び手数料につきましては、受益と負担の公平性を確保しながら公共施設の運営改善と行政サービスの改善を目指し、3年ごとに見直しを行っているところでございます。現行の公の施設の使用料については第5次の改定として、令和3年度に見直しを実施したものでございます。今回は第6次の改定といたしまして、大空町手数料条例のほか15条例について改正するものでございます。

参考資料41ページをお開き願います。大空町手数料条例の一部改正、別表、第6項中、4、200円を3、400円に改正。

大空町図書館条例の一部改正。別表、多目的ホールの項中、1、200円を1、800円に。研修室の項中、800円を1、200円に。工房A及び工房Bの項中、1、000円を1、500円に改正。

大空町女満別伝承館条例の一部改正。42ページをご覧ください。別表、第1研修室の項中、200円を100円に。第2研修室及び囲碁室Aの項中、1

500円を700円に。囲碁室Bの項中、2500円を1000円に。陶芸室の項中、3500円を1500円に。手芸織物室の項中、2500円を1000円に。小会議室の項中、1000円を500円に改正。

大空町女満別ゲートボールセンター条例の一部改正。別表、アリーナの部、1時間の項、2,900円を使用料の欄中、半面使用1,450円を追加。その下、1時間の項、使用料の欄中、全面使用2,900円を追加。その下、1回の項、使用料の欄中、個人2000円を追加。

大空町体育施設条例の一部改正、43ページをご覧ください。別表の1、女満別野球場の表、野球場の項中、3000円を4500円に。夜間照明の項中、2,1000円を3,1000円に。

その下、別表、2、女満別多目的広場の表、グラウンドの項中、1500円を2000円に。夜間照明の項中、2,2000円を3,3000円に。

中段よりやや下、別表、6、東藻琴多目的運動広場の表、グラウンドの項中、1,4000円を2,1000円に改正。

大空町B&G海洋センター条例の一部改正でございます。44ページをご覧ください。別表、アリーナの部、1時間の項、3,2000円を使用料の欄中、半面使用1,6000円を追加。その下、1時間の項、使用料の欄中、全面使用3,2000円を追加。その下、1回の項、使用料の欄中、個人2000円を追加。その下、プールの部、1回の項及びトレーニングルームの部、1回の項中、一般を個人に改正。

大空町女満別屋外ゲートボール場条例の一部改正。別表、屋外ゲートボール場の項中、6500円を5000円に改正。

大空町屋内ゲートボール場すばく東藻琴条例の一部改正。45ページをご覧ください。別表、すばく東藻琴の部、1時間の項、1,4000円を使用料の欄中、全部使用1,4000円を追加。その下、1回の項、使用料の欄中、個人2000円を追加。

大空町女満別老人福祉センター条例の一部改正。別表、大広間ステージ含むの項中、1,3000円を6500円に。研修室の項中、2000円を1000円に。調理室の項中、1500円を700円に改正。

大空町女満別農業構造改善センター条例の一部改正。別表、研修室3の項中、4500円を6000円に。農業者健康相談室の項中、4000円を5000円に。研修室4の項中、1,0000円を1,3000円に改正。

大空町東藻琴農村環境改善センター条例の一部改正。46ページをご覧ください。別表、研修室の項中、4000円を5000円に。1階和室の項中、2500円を3000円に。調理実習室の項中、4000円を5000円に。2階和室の項中、2500円を3000円に。集会室の項中、3000円を3500円に改正。

大空町メルヘン公園条例の一部改正。別表、1、新規就農者技術習得管理施設。1棟の部、1日から15日、1泊当たりの項、使用料の欄中、世帯向け3,3000円、単身者向け2,2000円を世帯向け4,0000円、単身者向け2,7000円に。16日から1か月、1回当たり及び1か月以上、1月あたりの項、使用料の欄中、世帯向け2万7,5000円、単身者向け2万2,0000円を世帯向け3万4,0000円、単身者向け2万7,0000円に改正。

大空町東藻琴芝桜公園条例の一部改正。47ページをご覧ください。別表、中段やや下、入園料の部、1人の項、使用料・入園料の欄中、600円を700円に。団体10人以上につき1人の項、使用料・入園料の欄中、500円を600円に。遊覧車コースの部、1回往復の項、使用料・入園料の欄中、400円を500円に改正。

48ページをご覧ください。大空町東藻琴診療所条例の一部改正。別表、中段、死後処理料の項中、3,200円を4,800円に改正。

大空町地域振興施設条例の一部改正。49ページをご覧ください。別表、1、施設使用料、多目的ホールの項中、700円を950円に。交流室第1及び交流室第2の項中、200円を250円に改正。

大空町豊住交流センター条例の一部改正。別表、休憩室の項中、150円を190円に。アリーナの項中、1,500円を2,250円に改正。

50ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、経過措置としまして、この条例は、施行日以降に納付すべき事由が生じた手数料及び使用料について適用し、同日前に納付すべき事由が生じた手数料及び使用料については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、提案理由及び提案内容の説明を申し上げます。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号、大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第74号、大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午前 11 時 17 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を続けます。

◎日程第 11 議案第 75 号

◇議 長 日程第 11、議案第 75 号、大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書 45 ページでございます。議案第 75 号、大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 6 年 12 月 17 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 47 ページが改正条文でございます。定例会参考資料 51、52 ページに改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料 51 ページをお開きください。

省令で定められた地域包括支援センターの職員配置基準を緩和する改正が行われたことにより、本条例における文言、引用条項を整備するため一部改正を行うものでございます。

51 ページ上段、大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第 3 条第 1 項は、現行職員の員数を、職員の員数（地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）に改正し、人員配置基準を緩和するものでございます。

次に、大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正です。

第 5 条第 6 項は、現行第 3 項第 1 号を第 4 項第 1 号に改正し、項ずれを整備するものです。

52 ページをお開き願います。第 13 条第 1 号について、現行介護保険法施行規則から引用する第 140 条の 66 第 1 項ロ（2）を、第 144 条の 66、第 1 号イに改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第75号、大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第75号、大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第76号

◇議 長 日程第12、議案第76号、大空町東藻琴診療所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。山本住民福祉課長。

◇住民福祉課長 議案書49ページをお開き下さい。議案第76号、大空町東藻琴診療所条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年12月17日提出、大空町長、松川一正。

51ページは改正条文でございます。改正の内容を定例会参考資料53ページの改正条例の概要及び54ページの新旧対照表により説明いたしますので、資料53ページをお開き願います。

今回の改正は、地域に必要とされる医療を持続的に提供できる社会の実現を図るため、令和6年4月から始まりました医師の働き方改革を進めていくこととし、東藻琴診療所の休診日の見直しを行うため改正するものでございます。

医師の働き方改革では、医療に従事する医師の時間外・休日労働時間の上限時間は原則的に960時間とされ、地域医療の確保のために長時間労働が必要となる場合は年間1,860時間と定められました。

また、大空町東藻琴診療所においては定期非常勤医師により第3・第5土曜日の診療を行っておりましたが、令和6年3月で契約満了となり、その後の定期的な非常勤医師の確保が難しいことから令和6年4月からは指定管理者か

らの申請により第3・第5土曜日を休診日としておりました。

改正の内容といたしましては、第5条第2項休診日に関する規定において、第1号から第3号を1号ずつ繰り下げ、第1号として「第1・第3・第5土曜日」を加えることといたします。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行することといたします。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号、大空町東藻琴診療所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第76号、大空町東藻琴診療所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第77号

◇議 長 日程第13、議案第77号、令和6年度大空町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

◇総務課参事 議案書53ページでございます。議案第77号、令和6年度大空町一般会計補正予算（第7号）。

令和6年度大空町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,727万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億2万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。令和6年12月17日提出、大空町長、松川一正。

55ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

15款、国庫支出金に1,367万6,000円追加。16款、道支出金に6,386万9,000円追加。18款、寄附金に9万9,000円追加。19款、繰入金に1,963万1,000円追加。歳入合計は9,727万5,000円を追加し、100億2万円とするものです。

56ページをお開き願います。歳出です。

1款、議会費に236万7,000円追加。2款、総務費に374万6,000円追加。3款、民生費に3,704万9,000円追加。4款、衛生費に74万8,000円追加。6款、農林水産業費に151万1,000円追加。8款、土木費に57万7,000円追加。9款、消防費に816万2,000円追加。10款、教育費に561万1,000円追加。12款、職員給与費に3,750万4,000円追加。歳出合計は9,727万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

57ページをご覧ください。第2表、繰越明許費です。10款6項、多目的運動広場管理費381万7,000円は、東藻琴のパークゴルフ場の乗用芝刈り機を購入するにあたり、受注生産となっており、受注後、納品までに約6か月を要することから、来シーズンからの稼働に向けて、今年度中に発注しようとするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、64、65ページをお開き願います。

1款1項1目、議会費の1節、議員報酬から134万円の減額。3節、議員期末手当から19万7,000円の減額は、人事院勧告を踏まえた議員期末手当の改定による増額分と1名減となったことによる減額分です。議会運営費の10節、消耗品費50万9,000円から17節、タブレット308万円までの合計390万4,000円は、ペーパーレス会議システムを導入するための経費です。

2款1項1目、一般管理費の12節、庁舎公衆無線LAN設備構築業務委託料104万円と13節、インターネット回線接続料4万7,000円は、来庁者の利便性向上のために公衆用無線LANを整備するものです。

7目、企画振興費、政策一般事務費の8節、普通旅費19万8,000円は、今後の懸案事項処理に係る普通旅費を追加するものです。地域振興施設管理運営費の10節、修繕料65万8,000円は、東藻琴地域振興施設の電気温水器2台のうち1台が故障したことから修繕するものです。地域公共交通対策事業の18節、鉄路維持対策補助金40万円は、JRの利用促進を図る特急列車運賃などの助成について、不足が生じる見込みのため追加するものです。定額減税補足給付事業の12節、総合行政情報システム改修委託料140万3,000円は、令和6年分の所得税からの定額減税額を確定する機能を追加するものです。

3款1項1目、社会福祉総務費の27節、国民健康保険事業特別会計繰出金

155万4,000円は、出産育児一時金分で130万円が増えることと、人事院勧告による給与改定に伴い会計年度任用職員の人件費が増加することによるものです。高齢者等移動支援事業です。66、67ページをお開き願います。13節、外出支援タクシー借上料279万2,000円は、本年度から制度改正を行いタクシー券の1回の使用制限をなくしたことにより、使用枚数が増え、不足が生じる見込みのため追加するものです。価格高騰重点支援事業の22節、前年度地方創生臨時交付金返還金280万円は、事業費の確定によるものです。

2目、老人福祉費の27節、介護保険事業勘定特別会計繰出金51万1,000円は、人事院勧告による人件費の増によるものです。介護サービス事業勘定特別会計繰出金から25万4,000円の減額は、人事院勧告による人件費の増と特別会計の前年度繰越金の確定に伴う減額です。

2項1目、児童福祉総務費の18節、認定こども園施設型給付費2,802万1,000円は、公定価格の増額改定などにより不足が生じることから追加するものです。

2目、児童措置費の19節、養育医療費扶助29万5,000円は、未熟児に係る養育費用を給付するものですが、不足が生じる見込みのため追加するものです。同じく19節、児童手当扶助96万円は、10月に児童手当の制度改正が行われ不足が生じる見込みのため追加するものです。

4目、児童福祉施設費の10節、消耗品費37万円は、めっちゃいるど館のホールと体育館の水銀灯が今年度をもって生産終了になることから、事前に一式分の在庫を確保するために追加するものです。

4款1項2目、予防費の12節、産後ケア委託料21万円は、対象の母子の利用が増加傾向にあり、不足が生じる見込みのため追加するものです。22節、前年度母子保健事業国庫補助金返還金25万5,000円は、事業費の確定によるものです。

2項3目、リサイクルセンター費の10節、修繕料28万3,000円は、施設内の200ボルトコンセントが故障したことから修繕するものです。

6款1項3目、農業振興費の18節、環境保全型農業直接支払交付金43万3,000円は、有機農業や堆肥の施用など環境に配慮した取組の実施面積が確定し、当初より増えたため追加するものです。

2項1目、林業総務費の18節、エゾシカ駆除事業助成金107万8,000円は、主に駆除頭数が当初見込みを大きく上回り運搬処理費に係る助成金の不足が見込まれることから追加するものです。

68、69ページをお開き願います。8款2項2目、道路橋梁維持費の11節、印紙購入手数料1,000円と16節、用地買収費15万8,000円は、国道334号線の線形改良に伴い旧国道が町道となり、そこから新しい国道と接続するまでの用地を購入する費用です。

4項1目、下水道費の18節、下水道事業会計補助金41万8,000円は、人事院勧告による人件費の増によるものです。

9款1項2目、常備消防費の18節、網走地区消防組合大空消防署費負担金816万2,000円は、人事院勧告による人件費の増によるものです。

10款4項4目、寄宿舎費の14節、大空高等学校交流拠点施設給湯設備増設工事233万8,000円は、交流拠点施設を増築し入寮生徒を増やしたことに伴い、既存のボイラーでは能力不足が生じたため給湯設備を増強するものです。

6項1目、保健体育総務費の18節、体育文化振興補助金60万円は、町民が本町を代表して、文化、スポーツ大会などに参加する場合の経費を調整するものですが、不足が生じる見込みであることから追加するものです。

2目、体育施設費の17節、手押し式芝刈機から114万4,000円の減額は、初予算で計上し購入を予定しておりましたが、購入予定機種は一定の受注数が確保されてからの受注生産となっており、10月の時点で、今後、受注を受けないことが判明したことから、次の乗用芝刈り機にかえて、381万7,000円を追加するものです。

12款1項1目、職員給与費の総額2,803万8,000円。71ページの
大空高等学校職員給与費、総額9万1,000円。

2目、会計年度任用職員、総務一般事務費会計年度任用職員給与費から、75ページ、農業改善センター管理費、会計年度任用職員給与費まで、総額、937万5,000円は、主に人事院勧告を踏まえた人件費の増加によるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、62、63ページをお開き願います。

15款1項2目4節、養育医療給付事業負担金10万2,000円は、養育医療費扶助の増に伴う国の負担分です。施設型給付費1,163万5,000円は、認定こども園施設型給付費の公定価格増額改定に係るものです。5節、3歳未満被用者負担金36万7,000円、3歳以上中学校修了前被用者負担金23万5,000円、特例給付負担金から71万3,000円の減額、高校修了前被用者負担金96万5,000円につきましては、児童手当扶助の制度改正に伴う国の負担分です。

2項3目1節、母子保健事業補助金10万5,000円は、産後ケアの利用者が増え委託料を増額することに伴う国からの補助金です。

6目2節、僻地児童生徒援助費補助金15万円は、当初予算に計上している東藻琴地区のスクールバス購入に係る補助金で、補助金限度額が375万円から390万円に引上げられたことから、その差額を追加するものです。

7項1目1節、地方創生臨時交付金83万円は、定額減税補足給付事業で、システム改修を行うための国からの交付金です。

16款1項1目4節、養育医療給付事業負担金5万1,000円は、養育医療費扶助の増に伴う北海道の負担分です。施設型給付費209万4,000円は、認定こども園施設型給付費の公定価格増額改定に係るものです。

2項4目1節、環境保全型農業直接支援対策事業補助金32万4,000円は、環境に配慮した農業の取組に係る北海道からの補助金です。

7目1節、大空高等学校交流拠点整備補助金6,140万円は、大空高等学校交流拠点施設の増築工事に係る北海道からの補助金です。

18款1項2目1節、企業版ふるさと納税9万9,000円は、企業からふるさと納税があったことによるものです。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金8,103万1000円は、今回補正の財源調整によるものです。

2目1節、公共施設等整備基金繰入金から6,140万円の減額は、大空高等学校交流拠点整備事業に係る北海道からの補助金が見込まれることから、基金の繰入れを取りやめるものです。

以上、補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 まず、歳入の関係で、63ページにつきまして、北海道のほうからの16款、道支出金のことですが、北海道のほうから大空高等学校の交流拠点施設の整備補助金が入ったということで、基金のほうから支出を予定したのが減額になった。これは職員の方の努力のたまものだなと思いますので、これを評価したいと思っていますところでございます。

続きまして、質疑の関係でございますが、67ページ民生費の関係でございますが、13節、使用料及び賃借料、外出支援タクシー券で279万2,000円増額ということで、この関係につきましては外出支援タクシー券が利用しやすくなったという制度改正があったということでの対応だと承知しておりますが、今の利用状況とか効果について現段階の把握している状況について、説明いただければありがたいと思います。

続きまして69ページでございますが、10款、教育費の関係でございますが、保健体育施設費の関係で多目的運動広場管理費の関係で、備品購入で、手押し式芝刈機114万4,000円減額し、乗用芝刈機を新たに購入するということに変えた。この12月のこの時期に減額して、なおかつ、繰越明許の関係でございますが、受注生産だということで、繰越明許費の設定をして乗用芝刈機を381万7,000円で整備すると。これについては所管の常任委員会等でも説明があったのではないかと思いますけれども、この経過について、前から決算の中でも言っているわけですが、年度の中で予算つけたものが、どうしてこう執行されずに12月でこういう結果になるのか、そこら辺の理由についてもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

以上です。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 ただいま鈴木議員からご質問がありました民生費の高齢者等移動支援事業につきましてご説明をいたします。

こちらにつきましては外出支援タクシー借り上げ料の利用額が伸びている状況にありまして、制度見直しを行った影響でございます。当初予算で561万2,000円のところ、見込み試算では840万3,620円と見込んでおります。10月分までの実績といたしまして、対前年比45%増ということで、

117万8,000円10月分までの段階では伸びております。

なお、福祉タクシー券につきましては、前年度同額ということで見込んでいるところでございます。そちら45%増を見込んだ中で、年間分の不足額を補正させていただくという内容となっております。

説明については以上でございます。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 はい、鈴木議員のご質問に対しましてご答弁を申し上げます。

体育施設費の多目的運動広場管理費の備品購入費として、手押し式芝刈機114万4,000円の減額、それから乗用芝刈機381万7,000円の増額補正ということで計上させていただいたところでございます。

こちらにつきましては、東藻琴多目的運動広場のパークゴルフ場のグリーン及びフェアウェイ用に使用している手押し式エンジンの付いたものの芝刈機ですが、平成5年式のものであるということで、老朽化していたことから、令和6年度当初予算で機械更新のため114万4,000円の物を計上していたところでございます。ただ、予算をつけていただきまして発注ということで、業務を進めていく中で、当該機械につきましてはメーカーによる受注生産によるものだということが分かりまして、10月まで受注生産の台数をメーカーのほうで取りまとめ、規定の台数になった場合に生産をするというような話でございましたので、10月まで、その取りまとめの状況を待っておったところなのですが、最終的に受注が既定の台数に達せず、今後の製造を中止するということが分かったところでございます。そのため、現在メーカーのほうで生産を予定している芝刈り機が乗用型の三連アプローチモアというところから、当初の手押し式の芝刈機の予算を減額して、新たに乗用型の芝刈機の予算を計上させていただいた経過でございます。

なお、現在、補正で計上させていただいた機械につきましても、発注から納品まで6か月かかるということから、今年度中に予算を計上させていただいて、繰越明許費を設定させていただくことで、早い段階からの契約行為を行い、来年のシーズンには間に合うように対応したいというような中で、繰越明許費と合わせて予算を計上させていただいたものでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 5番、鈴木議員。

◇鈴木議員 福祉課の所管については理解するものでございます。

今、教育費の関係につきまして、10月までという受注がまとまるまで待っていたという説明は、これで分かるわけですが、予算計上のときの対応として今後の課題として、やはり予算を上げるときに、これはもう11月、前年の11月から予算折衝は、予算の資料を集めて折衝が12月ということでございますので、やはり、新年度のその年度の予算を計上したということは

その年度にこういう形で購入してこういう計画で利用しますよということが、私は町民に対してのサービスではないかなと思うところがございます。そこら辺を十分配慮して、今後対応していただければと思います。

以上です。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 鈴木議員ご指摘のとおり、結果として現在は古い機械を使って何とか芝刈りを行っておりますが、結果的に機械の購入が1年遅れたという状況は、私も深く反省すべきというところに思っておりますので、今後とも予算の執行についてはしっかりとやっていきたいと思っております。今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 ほか質疑はありませんか。
7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。議案書67ページの3款2項4目、先ほど児童センター児童クラブ等管理運営費の中で、水銀灯が製造中止に今後なるということから、備品の補充を行いたい。聞き違いだったら訂正いたしますけども、この水銀灯というのはどれぐらい耐用年数があるのか、一般的で構わないんですけど、教えていただければと思います。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 ただいまご質問のありました、後藤議員からご質問をいただきました内容についてご答弁申し上げます。

製品に関する詳細な耐用年数については把握してございませんけれども、こちらにつきましては、体育館とホールあわせまして、毎年のように水銀灯切れるというような状況ではございませんで、現在、17個分、館の中では使っている状況なのですけれども、そちらにつきましては、年度内に生産中止となる前に交換をしなければならない、3灯含めまして全管内の電球を揃えておこうというもので計上したものでございます。

こちらにつきましては、すぐに全部を取り替えるのではなくて、できるだけ長く使用できるように交換、工夫をしましてということで考えてございます。こちらにつきましては、全館LED化するということも検討いたしました。230万円以上かかるということもありまして、こちらの消耗品で何とか延命をしていこうと考えたものでございます。

以上でございます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい。安全確保のために備品を補充しておくというのも大事です。

けども、LED化にするにあたって約230万円かかるということで、でも、時代の流れといいますか、電気代とかいろいろバランスを考えた上で、LED化できるのであれば、将来に生かして検討していただければと思います。

以上です。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 ありがとうございます。こちらにつきましては230万円と高額なものですから、こちら施設の大規模改修等予定の際に十分検討してまいりたいと思っております。

こちらにつきましては交換費用などもかからないもので、職員が対応できるというものですので、そういった職員によるきめ細やかなといいますか、短いスパンでの対応が可能ということで考えておりますので、ご理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

◇議 長 ほか質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号、令和6年度大空町一般会計補正予算(第7号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第77号、令和6年度大空町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第78号

◇議 長 日程第14、議案第78号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書83ページでございます。議案第78号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ364万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,137万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和6年12月17日提出、大空町長、松川一正。

議案書85ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、道支出金に219万8,000円を追加。4款、繰入金に144万2,000円を追加し、歳入合計は364万円を追加し、11億4,137万9,000円とするものです。

86ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に45万2,000円を追加。2款、保険給付費に200万円を追加。3款、保健事業費に59万1,000円を追加。5款、国民健康保険事業費納付金につきましては、財源の振替のみで補正額はございません。6款、諸支出金に59万7,000円を追加し、歳出合計は364万円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明しますので、92、93ページをお開き願います。

1款1項1目、一般管理費の1節、会計年度任用職員報酬25万4,000円の追加は、人事院勧告に基づく人件費の増加に伴い追加をするものです。

2目、連合会負担金の18節、国保連合会負担金19万8,000円の追加は、国保事業状況報告システム改修に係る負担金の増です。

2款4項1目18節、出産育児一時金の200万円の追加は、出生見込み件数の増により不足が生じますことから追加をするものです。

3款1項1目、疾病予防費は一般会計繰入金の増による財源の振替となります。

3目、保健事業費1節から4節の総額59万1,000円の追加は、人事院勧告に基づく人件費の増加に伴い追加をするものです。

5款1項1目、国民健康保険事業費納付金医療給付費分は、一般会計繰入金の増により財源の振替となります。

6款1項2目、償還金22節、過年度保険給付費等交付金返還金59万7,000円は、北海道からの交付金に過大交付が生じたことから返還を行うものです。

続きまして、歳入の説明をします。90、91ページをお開きください。

2款2項1目1節、保険給付費等交付金のうち、普通交付金200万円の追加は、歳出で追加しました出産育児一時金の財源として。特別交付金19万8,000円の追加は、連合会負担金の追加に対し、それぞれ北海道から交付を受けるものです。

4款1項1目、一般会計繰入金155万4,000円の追加は、歳出の出産育児一時金及び総務費、人件費の追加に伴いまして、法定ルールに基づき追加

をするものです。

2 項 1 目、国民健康保険基金繰入金から 1 1 万 2, 0 0 0 円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 7 8 号、令和 6 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 8 号、令和 6 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩とします。再開は午後 1 時とします。

(休憩 午前 1 2 時 0 3 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を続けます。

◎日程第 1 5 議案第 7 9 号

◇議 長 日程第 1 5、議案第 7 9 号、令和 6 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書 9 5 ページでございます。議案第 7 9 号、令和 6 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 6 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億260万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和6年12月17日提出、大空町長、松川一正。

97ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

3款、国庫支出金に12万3,000円を追加。5款、道支出金に6万7,000円を追加。7款、繰入金に51万1,000円を追加し、歳入合計は70万1,000円を追加し、7億260万7,000円とするものです。

続いて、98ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に34万9,000円を追加。3款、地域支援事業費に35万2,000円を追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明いたしますので、104ページ、105ページをお開き願います。歳出です。

1款3項2目、認定調査等費に34万9,000円の追加。

3款2項1目、認知症総合支援事業に35万2,000円の追加は、人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給与等条例の改正に伴い追加するものです。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。102ページ、103ページをお開き願います。

3款、国庫支出金、5款、道支出金、7款、繰入金は、歳出で説明いたしました職員給与改定による事業費増に伴い追加するものでございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号、令和6年度大空町介護保険勘定特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第79号、令和6年度大

空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第８０号

◇議 長 日程第１６、議案第８０号、令和６年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書１０７ページをお開き願います。議案第８０号、令和６年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）。

令和６年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７４２万９，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和６年１２月１７日提出、大空町長、松川一正。

１０９ページをお開き願います。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。

２款、繰入金から２５万４０００円を減額。３款、繰越金に５０万６，０００円を追加し、歳入合計は２５万２，０００円を追加し、７４２万９，０００円とするものです。

１１０ページをお開き願います。歳出です。

１款、サービス事業費に２５万２，０００円を追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、１１６ページ、１１７ページをお開きください。歳出です。

１款１項１目、介護予防支援事業費、職員給与等に２５万２，０００円の追加は、人事院勧告に基づく大空町職員の給与等条例の改正に伴い給料等を追加するものです。

続きまして歳入の説明を申し上げますので、１１４ページ、１１５ページをお開き願います。

２款１項１目１節、一般会計繰入金から２５万４，０００円の減額は、歳出で説明しました職員給与改定に伴い、財源調整を行うものです。

３款１項１目１節、前年度繰越金に５０万６，０００円の追加は、前年度の歳入歳出差引き額を繰越金として計上するものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第80号、令和6年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第80号、令和6年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第81号

- ◇議 長 日程第17、議案第81号、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

- ◇建設課長 議案書121ページでございます。議案第81号、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。第2条、令和6年度大空町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款、簡易水道事業費用2億6,073万1,000円に2万8,000円増額し、2億6,075万9,000円にする。

第1項、営業費用2億3,367万1,000円に2万8,000円増額し、2億3,369万9,000円とする。

議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費の補正。第3条、予算第8条中1,484万9,000円を1,487万2,000円に改める。令和6年12月17日提出、大空町長、松川一正。

123ページをお開きください。簡易水道事業会計予算実行計画。収益的支出、支出です。

1款、簡易水道事業費を2万8,000円増額し、収益的支出総額を2億6,075万9,000円とするものです。

次に、簡易水道事業会計補正予算説明書収益的支出のご説明をいたしますので、124、125ページをお開きください。支出です。

1 款 1 項 4 目、総係費の 2 節、手当の寒冷地手当 2 万 3, 0 0 0 円の増額は、人事院勧告を踏まえた給与改定によるものです。2 4 節、租税公課費の自動車重量税 5, 0 0 0 円の増額は、公用車の取得後 1 8 年が経過し、重課措置を確認しなかったミスによるもので大変申し訳ございません。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 8 1 号、令和 6 年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第 8 1 号、令和 6 年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 8、議案第 8 2 号

◇議 長 日程第 1 8、議案第 8 2 号、令和 6 年度大空町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

◇建設課長 議案書 1 3 1 ページでございます。議案第 8 2 号、令和 6 年度大空町下水道事業会計補正予算（第 2 号）。

総則 第 1 条、令和 6 年度大空町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第 2 条、令和 6 年度大空町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第 1 款、下水道事業収益 2 億 5 6 3 万 1, 0 0 0 円に 4 1 万 8, 0 0 0 円増額し、2 億 6 0 4 万 9, 0 0 0 円にする。

第 2 項、営業外収益 9, 3 9 9 万 9, 0 0 0 円に 4 1 万 8, 0 0 0 円増額し、9, 4 4 1 万 7, 0 0 0 円にする。

支出。第1款、下水道事業費用2億8,277万3,000円に41万8,000円増額し、2億8,319万1,000円にする。

第1項、営業費用2億5,831万3,000円に41万8,000円増額し、2億5,873万1,000円にする。議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費の補正。

第3条、予算第9条中1,695万9,000円を1,736万4,000円に改める。令和6年12月17日提出、大空町長、松川一正。

132、133ページをお開きください。下水道事業会計予算実行計画。収益的収入及び支出、収入です。

1款、下水道事業収益に41万8,000円増額し、収益的収入総額を2億604万9,000円とするものです。

支出です。1款、下水道事業費用に41万8,000円増額し、収益的支出総額を2億8,319万1,000円とするものです。

次に、下水道事業会計補正予算説明書、収益的収入及び支出の説明ですが、支出からご説明いたしますので、136、137ページをお開きください。支出です。

1款1項3目、総係費の1節、給料、一般職給19万7,000円増額。2節、手当、寒冷地手当3万円増額。期末勤勉手当15万7,000円増額。4節、法定福利費、地方公務員共済組合負担金2万1,000円増額。22節、負担金、退職手当組合負担金13万円増額は、人事院勧告を踏まえた給与改定によるものです。

続きまして、収入のご説明をいたしますので134、135ページをお開きください。収入です。

1款2項2目、他会計補助金の1節、他会計補助金41万8,000円の増額は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号、令和6年度大空町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第 8 2 号、令和 6 年度大空町下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 9 発議第 1 5 号

- ◇議 長 日程第 1 9、発議第 1 5 号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。9 番、上地史隆議員。

- ◇上地議員 議会側議案書 5 ページをお開きください。発議第 1 5 号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出する。令和 6 年 1 2 月 1 8 日提出、大空町議会議員、上地、松岡、齋藤、後藤、岩原、鈴木、森賀、福田、川村、大泉の各議員でございます。

7 ページは改正文でございます。議会側参考資料をご覧ください。1 ページに大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の概要、3 ページに新旧対照表を掲載しております。概要により、改正内容を説明いたしますので、1 ページをお開きください。

今回の改正につきましては、本年の人事院勧告において、期末手当を民間の支給割合に見合うよう年間の支給月数を 0. 1 0 月分引上げて 4. 6 0 月とする勧告がなされたことに伴い、関係条例第 4 条第 2 項、期末手当の支給割合を改正するものです。令和 6 年度は、1 2 月期の支給割合を 2. 2 5 月から 2. 3 5 月に改正をし、条例の公布の日から施行し、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用するものです。

令和 7 年度からは 6 月、1 2 月期の支給割合を均等にするため、いずれも支給割合を 2. 3 0 月に改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行とするものです。以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第 1 5 号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一

部を改正する条例制定についてを議題とします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって発議第 15 号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎程第 20、発議第 16 号

◇議 長 日程第 20、発議第 16 号、大空町長の専決処分事項の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 議会側議案書 9 ページをお開きください。発議第 16 号、大空町長の専決処分事項の指定について。

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。令和 6 年 12 月 18 日提出、提案者大空町議会議員、上地史隆、松岡克美、岩原繁、後藤忍、鈴木秀之。

大空町長の専決処分事項の指定について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定では、地方自治法第 96 条などで、地方自治体の議会による議決事項が列挙されている事項のうち、軽易な事項で、議会の議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができるとされております。

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや、工事契約後の想定外の資材高騰、納期遅延により、円滑な施工の確保に支障を来すおそれがあるため、急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等の対応に努めるよう国土交通省から要請が来ております。

また、令和 6 年 6 月には、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正が行われ、資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止対策として、資材高騰が顕在化した場合に、受注者が契約変更協議を申出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務が課せられました。公共工事発注者である地方公共団体においては、誠実に協議に応じなければならないことが義務化されたところでございます。

このようなことから建設工事については、今後、金額の増額が伴う案件が多くなることが予想されますが、議会の議決案件となる 5,000 万円以上の工事については、その都度、議会の議決を得なければならないこととされており、契約の変更が必要となった場合についても、同様に議会の議決が必要となります。

つきましては、契約の変更が必要となる場合、現場作業に遅れが生じる可能性が懸念されることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づいて、議会の議決を得た工事または製造の請負契約において、その契約金額の 1

0 パーセントを超えない範囲内で変更するもので、その金額が500万円以内のものについては、軽易な事項であると判断をし、町長の専決処分事項として、新たに追加することとし、別紙のとおり定めようとするものです。

なお、附則といたしまして、この議決の効力は、令和7年4月1日から生じるものとします。

以上提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午後 1時24分)

(再開 午後 1時25分)

◇議 長 休憩前に引続き会議を開きます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第16号、大空町長の専決処分事項の指定についてを議題とします。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第16号、大空町長の専決処分事項の指定については原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第17号

◇議 長 日程第21、発議第17号、将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。議会側議案の13ページをお開きください。発議第17号、将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政

策の実現を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和6年12月18日提出、提案者は大空町議会議員、後藤、川村、齋藤、松岡、福田の各議員であります。

15ページでございます。世界の食料需給は、気候変動による異常気象の頻発、途上国を中心とした世界人口の急増に伴う食料需要の増加等により不安定化し、特に多くの食料を輸入に依存している我が国は、ウクライナ侵攻など世界情勢の変化や円安なども相まって、食料安全保障としての政府の役割に、国民は期待をしつつも不安を抱いています。一方、日本農業は、少子・高齢化に伴い、農業就業人口が著しく減少し、荒廃農地が増加の一途をたどっています。そのことは、農業の未来そのものに影響を及ぼすだけではなく、国民の命の源である食料と健康の維持に不可欠な国内農産物の生産指標を示す食料自給率の低下や、地域経済の衰退を招いています。

そのような中、今通常国会では農業関連法案とあわせて四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」の改正案が提出されました。しかし、改正にあたって農業生産現場では、今まで食料自給率目標がなぜ達成されなかったなどの検証のほか、国内農産物増産を図る施策や食料安全保障の強化に向けた予算の拡充等が議論されると期待しましたが、食料自給率の向上など食料安全保障として本来の議論が不十分な中で成立しました。

また、食料供給困難地帯対策法案などの農業関連法案の国会審議では、農業者に前科を伴う罰則規定を設けるなど生産現場とかけ離れたものとなった経過にあります。

こうしたもとで、去る10月27日に投開票された衆議院議員選総選挙においては、与野党が均衡する状態になったことから、今後は国民のための議論が活発に行われるなど対等な審議のもと生産現場に寄り添った政策の実現が求められています。

ついては、来年3月までに改訂する次期基本計画など今後の農政の推進にあたっては、国民の生命と健康を守る食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策の実現が図られるよう下記の事項を要望いたします。

記。1、今後の農政の推進に当たっては、改正基本法に基づき、国民の命の源である国内農業生産の増大を図ることを基本とした食料安全保障の強化に向けて、農業予算を大幅に拡充するとともに、生産者に寄り添った農業政策を実現すること。

2、地域基本計画の改訂にあたっては、生産現場の意見を十分に踏まえ、食料自給率の向上や農業生産基盤の強化など食料の安定供給が図られ、将来にわたり多様な農業者が再生産可能となる所得政策を確立すること。

3、農村地域の維持・発展に資するため、地域の魅力発信や移住・定住促進のほか、地域コミュニティの維持、労働力の確保など、国内農業の再生と将来にわたり安心して経営が継続できるよう農村政策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げますので、ご審議くださいますよう、よろしくお願い

いたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第17号、将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に
寄り添った農業政策の実現を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第17号、将来に希望が
持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める要望
意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 報告第15号

◇議 長 日程第22、報告第15号、例月出納検査結果報告についてを議
題とします。

監査委員から例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員
の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第15号、例月出納検査結果
の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、ご報告
申し上げます。

検査の対象となった月は、令和6年8月分から令和6年10月分までであ
ります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては9月24
日に、9月分につきましては10月18日に、10月分につきましては11月
22日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違
ありません。

また、現金・預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町 長 令和6年第4回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会では、5名の議員の方から6項目にわたる一般質問をちょうだいし、一般議案といたしまして、指定管理者の指定、令和6年人事院勧告に基づく給与改訂や条例改正、各会計補正予算につきましてもご提案をさせていただきました可決をいただきました。

特に、公の施設の区域外設置及び網走市の公の施設を利用することに関する協議につきましては、大空町女満別地区での水質について今日までの課題であったことではありますが、網走市の導水管から原水を供給いただくことで、水質改善が図られることに一歩進んだものと認識しているところであります。さらには、議会提案議案ではありますが、大空町の専決処分事項の指定の中で、議会の議決を経て工事または製造の請負契約につきまして、変更をお認めいただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。今後も適正な契約事務に努めてまいります。

また、本会議におきましては、既に10月に決算審査特別委員会の令和5年度各会計の決算を認定いただいておりますが、今定例会では、大空町議会として正式に認定をいただきました。ありがとうございます。

さて、現在、副町長及び財政担当による令和7年度予算の査定作業が行われています。近年の人件費の増、物価高騰などの要因、さらには施設の老朽化による修繕対応など、歳出が歳入を大幅に超えており、非常に難儀していると聞いております。特に令和7年度、令和8年3月31日で、大空町が誕生して20年の節目を迎えます。合併20年を冠とした様々なイベントも実施していかなければならないものと考えています。

一方で、新聞にも掲載されておりましたが、平成の大合併の号令の中で、大空町を含む多くの市町村が合併され、北海道は212市町村から179市町村に減少いたしました。地方交付税の優遇措置も終了し、また人口減少の中、拡大した行政区域を抱え、厳しい財政運営を強いられています。近隣自治体においても厳しい財政状況が取上げられておりますが、大空町も決して他人事ではありません。公共施設の統廃合や老朽施設の改修の判断、行財政改革を緩めることなく行っていかなければなりません。DXの活用もそうありますが、DXを導入することが目的ではなく、人口減少の中で、いかに少ない人数で、今以上の業務を進めていくことができるか。大空町が導入すべきDX、身の丈に合ったDXというものを構築してまいりたいと考えております。

本年も大空町においては、大規模な災害がなかったことは幸いであります。

ちょうど2週間後は年が明け、2025年己年が幕を開けます。災害がなく、町民皆様が幸せな年であり、また、緑豊かな豊穡の秋を迎えられることをお祈

りいたします。

最後に、議員各位におかれましては、今後とも様々な見地からご指導いただきますようお願い申し上げますとともに、また、今定例会に対するお礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 これで、令和6年第4回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れ様でした。

(閉会 午後 1時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 2 月 3 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 齋 藤 宏 司

署 名 議 員 大 泉 知 功

